

社会保障・福祉政策の動向と対応

～ともに生きる豊かな福祉社会をめざして～

政策動向

平成 28 年度 No.3 / 2016.6.17 政策委員会幹事会

新着情報

＜概要版＞

【政策トレンド】			P1
【社会保障・財政】	➢ 「ニッポン一億総活躍プラン」：閣議決定	2016.6.2	P6
	➢ 安倍首相記者会見：平成 29 年 4 月消費税増税の延期	2016.6.1	P11
	➢ 財政制度等審議会財政制度分科会：建議	2016.5.18	P12
	➢ 社会保障制度改革推進会議（第 6 回）：改革の進捗状況	2016.4.21	P13
【経済・成長政策】	➢ 「経済財政運営と改革の基本方針 2016」：閣議決定	2016.6.2	P14
	➢ 「日本再興戦略 2016」：閣議決定	2016.6.2	P17
	➢ 経済・財政一体改革推進委員会：第 2 次報告	2016.4.28	”
【規制改革】	➢ 「規制改革実施計画」（平成 28 年）：閣議決定	2016.6.2	P20
【地方分権】	➢ 国家戦略特別区域法の改正：参議院可決・成立	2016.5.27	P22
	➢ 国家戦略特別区域諮問会議（第 22 回）：日本再興戦略等	2016.5.19	”
	➢ 第 6 次地方分権一括法：参議院可決・成立	2016.5.13	”
【社会福祉法人等】	➢ 「社会福祉法人の「地域における公益的な取組」について」：通知発出	2016.6.1	P23
	➢ 社会保障審議会福祉部会（第 17 回）：社会福祉法人改革	2016.5.20	P24
	➢ 社会福祉法人の財務規律の向上に係る検討会（第 2 回）：会計監査等	2016.5.17	P25
	➢ 自民党 厚生労働部会 社会福祉法人プロジェクトチーム	2016.5.11	P26
	➢ 成年後見制度の利用促進法：衆議院可決・成立	2016.4.8	”
【高齢者】	➢ 社会保障審議会介護給付費分科会（第 130 回）：平成 28 年度調査	2016.6.15	P28
	➢ 社会保障審議会介護給付費分科会介護事業経営調査委員会（第 20 回）：平成 28 年度調査	2016.6.8	”
	➢ 社会保障審議会介護保険部会（第 59 回）：介護人材の確保等	2016.6.3	”
【障害者】	➢ これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会	2016.5.27	P31
	➢ 障害者総合支援法等の改正法：参議院可決・成立	2016.5.25	”
	➢ 発達障害者支援法の改正法：参議院可決・成立	2016.5.25	P34
【子ども・家庭】	➢ 社会保障審議会児童部会保育専門委員会（第 7 回）：中間まとめ骨子	2016.5.31	P36
	➢ 児童福祉法等の一部改正：参議院可決・成立	2016.5.27	P38
	➢ 保育士養成課程等検討会（第 4 回）：福祉国家資格の科目免除等	2016.5.23	P39
	➢ 「保活」の実態に関する調査結果（中間とりまとめ）：公表	2016.4.28	”
	➢ 児童相談所強化プラン：策定・公表	2016.4.25	P40
	➢ 待機児童解消に向けた緊急対策会議	2016.4.18	P41
【生活困窮】	➢ 社会保障審議会生活保護基準部会（第 23 回）：保護基準の検証等	2016.5.27	P42
	➢ 生活困窮者自立支援制度支援状況調査の結果（28 年 3 月）	2016.5.25	P43
	➢ ホームレスの実態に関する全国調査（概数調査）結果：公表	2016.4.28	P44
【予算】	➢ 平成 28 年度補正予算：参議院可決・成立	2016.5.17	P46
【人材確保】	➢ 介護のシゴト魅力向上懇談会（第 4 回）	2016.4.14	P52

目次

〔政策トレンド〕 P 1

〔分類・事項〕

1. 社会保障・財政・税制	【社会保障】	P 6
2. 経済・成長政策	【経済政策】	P 14
3. 規制改革・行財政・特区	【規制改革】	P 20
4. 地方分権改革	【地方分権】	P 22
5. 社会福祉法人等	【社会福祉法人等】	P 23
6. 高齢者	【高齢者】	P 28
7. 障害者	【障害者】	P 31
8. 子ども・家庭福祉	【子ども・家庭】	P 36
9. 生活困窮・生活保護	【生活困窮】	P 42
10. 予算	【予算】	P 46
11. 人材確保	【人材】	P 52
12. 災害対策	【災害対策】	P 56
13. その他	【その他】	P 57
政策委員会要望書	要望書	P 58

平成 28 年

- ◆4 月 21 日 社会福祉法人制度改革に関する要望書
- ◆5 月 20 日 平成 28 年熊本地震の被災地支援・復興に関する要望
- ◆6 月 9 日 平成 29 年度社会福祉制度・予算・税制等に関する要望書

政策トレンド

【社会保障・財政・税制】

◆「ニッポン一億総活躍プラン」：閣議決定

6月2日：「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策-成長と分配の好循環の形成に向けて-」(平成27年11月26日)にもとづく、具体的なロードマップとなる「ニッポン一億総活躍プラン」を閣議決定した。

一億総活躍社会の実現に向けては、長期的かつ継続的な取組が必要であり、「経済・財政再生計画」の枠組みの下、安定した恒久財源を確保しつつ、施策の充実を検討していくことが重要であるとの考えを示している。また、日本にとって最も重要な課題をロードマップにおいて示し、真に効果的な施策に重点化して推進すること、またプランで決定したロードマップの進捗状況については、継続的に実施状況を調査し、施策の見直しを図っている。(P6)

⇒プランにおいては、「10年先の未来を見据えたロードマップ」が示され、「戦後最大の名目GDP600兆円」、「希望出生率1.8」、「介護離職ゼロ」という3つの目標それぞれについて、課題や改革の方向と対応策が示されている。具体的な改革の対応策は平成29年度予算編成においてさらに具体化される所であり、その財源確保の課題もあわせて施策の動きを注視していくとともに、社会福祉法人としての取組を具体化する必要がある。

◆安倍首相記者会見：平成29年4月消費税増税の延期

6月1日：安倍首相は記者会見において、平成29年4月に予定されていた消費税10%への引上げを30か月延期し2019年10月(平成31年10月)に実施するとした。(P11)

⇒アベノミクスをもう一段加速し更なる税収アップを確保することにより2020年度の財政健全化目標を堅持しつつ消費税増税を見送るとしているが、社会保障の充実に充当される予定であった消費税増税分の財源確保が不明確となった。その一方で財政再建の動きをも踏まえ、平成29年度以降の社会保障・社会福祉の財源確保がどのように図られるか把握・分析するとともに、予算確保に向けた取組を進める必要がある。

◆財政制度等審議会財政制度分科会：建議

5月18日：財政制度等審議会・財政制度分科会は、財政健全化目標の達成に向けて策定された「経済・財政再生計画」の着実な実施に向けた基本的考え方を、「「経済・財政再生計画」の着実な実施に向けた建議」としてとりまとめた。建議では、「経済・財政再生計画」の着実な実施のため、2020年度までの国・地方のプライマリーバランス(PB)黒字化、その後の債務残高対GDP比の安定的な引下げという財政健全化目標を堅持する方向性が示されている。今後とも、目安及び改革工程表に沿って、経済・財政再生計画を着実に実施していくことが不可欠であるとの確認がなされている。(P12)

⇒社会保障関係費の伸びについては、今後も経済・財政再生計画に示された目安を確実に達成しつつ、持続可能な制度を次世代に引き渡す責任を果たしていくためには、改革工程表に沿った改革の着実な実行が不可欠であるとの方向性が示されている。平成29年度予算編成に向けて、社会保障・社会福祉関係の予算・制度、特に介護等の給付と負担のあり方などについての課題提起と対応をはかる必要がある。

【経済・成長政策】

◆「経済財政と改革の基本方針 2016」：閣議決定

6月2日：「経済財政運営と改革の基本方針 2016～600兆円経済への道筋～」(骨太方針)が経済財政諮問会議での答申を経て、閣議決定された。

「成長と分配の好循環の実現」における「結婚・出産・子育ての希望、働く希望、学ぶ希望の実現」として、子ども・子育て支援、子どもの貧困対策等、介護の環境整備等、障害者等の活躍支援、地域共生社会の実現等が盛り込まれている。

経済・財政一体改革の着実な推進については、600兆円経済の実現と2020年度(平成32年度)の財政健全化目標の達成の双方の実現を目指すことを示している。また、「経済・財政再生計画」における歳出・歳入両面の取組を進めるため、主要分野の改革の方向性を具体化するとともに、経済・財政再生アクション・プログラムに基づきPDCAサイクルを実効的に回していくことを示した。

規制改革については、現在の規制改革会議の設置期限(平成28年7月末)以降も切れ目なく規制改革に取り組むとしている。また、国家戦略特区は、平成29年度末までの2年間で「集中改革強化期間」とし、「岩盤規制」の改革等を行うとしている。

平成29年度予算編成の基本的考え方において、集中改革期間2年目の取組として「経済・財政再生計画」、経済・財政再生アクション・プログラム、改革工程表に則って、経済・財政一体改革を面的に拡大するとともに、国と地方を通じたボトムアップの改革を加速するとしている。(P14)

⇒社会保障分野については、「経済・財政再生計画」に掲げられた医療・介護提供体制の適正化、インセンティブ改革、公的サービスの産業化、負担能力に応じた公平な負担、給付の適正化等の改革について、改革工程表に沿って着実に改革を実行していくとしている。平成29年度予算編成に向けて、社会保障・社会福祉関連の改革事項と今後の改革の具体的な内容、その財源確保について把握・検証する必要がある。

【規制改革】

◆「規制改革実施計画」(平成28年)：閣議決定

6月2日：「規制改革実施計画」が閣議決定された。

規制改革会議の「規制改革に関する第4次答申～終わりなき挑戦～」(平成28年5月19日)を踏まえ、対象となった規制や制度、その運用等について、直ちに改革に着手し、期限を定めて着実に実現を図っていくとしている。第4次答申を踏まえ、また、「日本再興戦略2016」(平成28年6月2日閣議決定)の推進に当たり阻害要因を除去するため、「健康・医療」、「雇用」、「農業」、「投資促進等」及び「地域活性化」を改革の重点分野としている。

本計画に定められた措置について、その実施状況をフォローアップしていくことは、改革を現実に進めていく上で不可欠の取組である。また、これまでの規制改革実施計画に盛り込まれた事項の中にも、現時点で措置が完了していないものがあるため、本計画に定められた措置と併せて、今後それらの実施状況についてフォローアップを行うことが重要であるとしている。

規制改革会議の第4次答申(付属資料)においては、規制改革会議としての重点的フォローアップ事項について評価結果が示された。重点フォローアップ事項とされる「介護・保育事業等の経営管理の強化とイコールフットイング確立」について、社会福祉法人の財務諸表、補助金等の情報開示、内部留保の明確化や経営管理体制の強化などの「13項目」について「措置済」である

が、規制改革会議の評価として、「解決」が「10 件」、「要フォロー継続」が「3 件」とされている。(P20)

⇒第4次答申において、健康・医療分野の重点的フォローアップ項目である「介護・保育事業等の経営管理の強化とイコールフットィングの確立」について、補助金等の情報開示、役員報酬等の開示、内部留保の明確化が「要フォロー継続」と評価されている。骨太の方針2016では「規制改革に終わりはない。」との理念の下、現在の規制改革会議の設置期限（平成28年7月末）以降も切れ目なく規制改革に取り組んでいく」とされており、対応が求められる。厚生労働省の回答の状況等を把握・分析し、課題提起と対応をはかる必要がある。

【地方分権】

◆国家戦略特別区域諮問会議(第22回):日本再興戦略等

5月17日:区域計画の認定と「日本再興戦略2016」における国家戦略特区関係の記載について協議した。「日本再興戦略2016」(案)における、国家戦略特区との関連では「残された「岩盤規制」の改革として「幅広い分野における事業主体間の「イコールフットィング」の実現」を盛り込むことなどが確認された。(P22)

⇒国家戦略特区の「新たな目標」として「残された岩盤規制改革」について、これからの2年間の「改革強化期間」で完遂する必要があるとし、「重点6分野」として「医療・福祉・教育分野での「官民事業主体のイコールフットィング」徹底」などを掲げており、議論の状況等を把握・分析し、課題提起と対応をはかる必要がある。

【社会福祉法人等】

◆「社会福祉法人の「地域における公益的な取組」について」:通知発出

6月1日:厚生労働省は、「社会福祉法人の「地域における公益的な取組」について」(社会・援護局福祉基盤課長通知)を発出した。社会福祉法人が「地域における公益的な取組」(平成28年改正法第24条2項)を実施する趣旨や取組の内容に係る要件、また「地域における公益的な取組」と「地域公益事業」(平成28年改正法第55条の2、平成29年4月施行分:社会福祉充実計画に位置づける事業)との関係についての考え方等が示されている。(P23)

⇒「地域における公益的な取組」は、法人がその経営実態に応じて地域の福祉ニーズに対応するものであり、所轄庁は、法人に対して特定の事業の実施を強制するなど法人の自主性を阻害するような指導を行ってはならないことが示された。また、通知とともに示された取組の例に限定されるものではないことが明記されている。今後の社会福祉法人の取組状況とともに、所轄庁での制度運用の状況を把握・分析する必要がある。

◆社会保障審議会福祉部会(第17回):社会福祉法人改革

5月20日:平成29年度施行に向けた検討課題のうち、評議員の員数に係る経過措置と会計監査人の設置義務法人の範囲について「検討の方向性」をもとに協議した。

「検討の方向性」においては、法人が経営する施設の数にかかわらず、事業活動計算書におけるサービス活動収益を基準として評議員の員数に係る経過措置の対象となる法人を定めること、

また、会計監査人制度については、社会福祉法人及び公認会計士等における準備等の必要性を勘案し、段階的に導入するとの考え方が示された。

また、「社会福祉法人の財務規律の向上に係る検討会」での議論をもとに、会計監査人候補者の選び方、会計監査の実施範囲(証明範囲の設定)、会計監査の実施内容(重点監査項目の設定)、会計監査人非設置法人に対する専門家の活用方法について意見交換した。(P24)

◆社会福祉法人の財務規律の向上に係る検討会(第2回)

5月17日:社会福祉法人の会計監査について、第1回(4月26日)の検討を踏まえ、①会計監査人候補者の選び方、②会計監査人の実施範囲(証明範囲の設定)について方向性(案)をもとに確認した。また、会計監査の実施内容(重点監査項目の設定)と会計監査人非設置法人に対する専門家の活用方法について議論した。

会計監査の実施内容(重点監査項目の設定)について、会計監査における法人の内部統制の確認事項を検討した。法人の内部統制については、①事業(社会福祉、公益、収益事業)にかかる内部統制、②法人全般にかかる内部統制の2つの観点が示されている。①については、社会福祉法人における公益性・非営利性の高い事業の特性等を踏まえ、会計監査人が特に注力する分野として、「購買」、「資金管理」、「固定資産管理」、「人件費」の各プロセスが示されている。(P25)
⇒社会福祉法等改正法の平成29年4月施行事項について議論が行われており、社会福祉法人制度改革への対応及び、改正法の具体的な内容及び取組の課題等について、引き続き、全社協関係組織からの意見・要望と具体的な提案をしていく必要がある。

【障害者】

◆障害者総合支援法等の改正法:参議院で可決・成立

5月25日:「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が参議院で可決・成立した。なお、衆参両院での可決にあたり、衆議院厚生労働委員会及び参議院厚生労働委員会による附帯決議が付されている。

本法は、障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うものである。(P31)

⇒障害者総合支援法等の改正に関する議論の状況等を把握・分析し、平成30年4月の施行に向けて課題提起と対応をはかる必要がある。

【子ども・家庭】

◆社会保障審議会児童部会保育専門委員会(第7回):中間まとめ骨子

保育所保育指針の改定に向けて、社会保障審議会児童部会に保育専門委員会が設置され、議論が進められている。平成20年に改定された保育所保育指針について、改定時から現在に至るまでの社会情勢の変化(子ども・子育て支援新制度の施行、保育所利用児童数の増加、保護者支援の重要性の高まり等)や文部科学省における幼稚園教育要領の構造的な見直しに向けた検討等を踏まえ検討を進める。

第7回会議(5月31日)では中間まとめ(骨子)をもとに議論した。中間まとめをもとに、今後、更に内容の充実が必要な点などについて検討を進め、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼

幼稚園教育要領の検討の状況も踏まえつつ、本年末を目途に、最終的な報告をとりまとめる予定である。(P36)

⇒平成 30 年度からの次期保育所保育指針の施行に向けて、平成 28 年度に委員会として改定のとりまとめを行う予定であり、議論の推移を把握し、意見提出する必要がある。

◆児童福祉法等の改正法：参議院で可決・成立

5 月 27 日：「児童福祉法等の一部を改正する法律」が参議院で可決・成立した。

本法は、全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、母子健康包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の所要の措置を講ずるものである。(P38)

⇒社会保障審議会児童部会新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会の報告（提言）（平成 28 年 3 月 1 日）などを踏まえた内容となっており、児童福祉法等の改正にともなう今後の議論の状況等を把握・分析し、課題提起と対応をはかる必要がある。

【生活困窮】

◆社会保障審議会生活保護基準部会（第 23 回）：保護基準の検証等

5 月 27 日：生活扶助基準の 5 年に一度の検証（次回：平成 29 年）に向けた検討を開始した。なお、平成 27 年の骨太の方針において、平成 29 年の生活扶助基準の検証に合わせ、制度全般についても見直しの検討をするよう指摘されていることも踏まえた検討が進められる。

生活扶助基準のあり方については、平成 29 年 12 月の報告書のとりまとめに向け、平成 28 年末までに各課題の検証手法について議論し、その後データ分析や消費関連データ等の分析に基づく検証の実施と見直しの方向性が議論される。(P42)

⇒生活扶助基準の検証とともに、平成 30 年度に向けて、生活保護法及び生活困窮者自立支援法の改正を平成 29 年度に検討が進められる予定である。議論の推移を把握し、生活保護制度とともに生活困窮者自立支援制度の見直しに係る議論の推移を把握し、制度の見直しに向けて具体的な提案・要望をはかる必要がある。

1. 社会保障・財政・税制

《直近の動向》

➤ 2016.6.2 「ニッポン一億総活躍プラン」：閣議決定

- ▶ 「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策-成長と分配の好循環の形成に向けて-」（平成 27 年 11 月 26 日）にもとづく、具体的なロードマップとなる「ニッポン一億総活躍プラン」を閣議決定した。
- ▶ 一億総活躍社会の実現に向けては、長期的かつ継続的な取組が必要であり、「経済・財政再生計画」の枠組みの下、安定した恒久財源を確保しつつ、施策の充実を検討していくことが重要であるとの考えを示している。また、日本にとって最も重要な課題をロードマップにおいて示し、真に効果的な施策に重点化して推進すること、またプランで決定したロードマップの進捗状況については、継続的に実施状況を調査し、施策の見直しを図るとしている。
- ▶ プランでは、「10 年先の未来を見据えたロードマップ」が示され、「戦後最大の名目 GDP600 兆円」、「希望出生率 1.8」、「介護離職ゼロ」という 3 つの目標それぞれについて、①国民生活における課題、②検討すべき方向性、③対応策からなる「樹形図(ツリー図)」を作成し、政策を整理している。
- ▶ あわせて、「時間軸と指標を持った対応策の提示」として、合計で 43 項目からなる対応策について、項目ごとに、①国民生活における課題、②今後の対応の方向性、③具体的な施策を記載する。④ロードマップの年次は、「戦後最大の名目 GDP600 兆円」に向けた施策については平成 28 年度(2016 年度)から平成 33 年度(2021 年度)の 6 年間、「希望出生率 1.8」、「介護離職ゼロ」に向けた施策については平成 28 年度(2016 年度)から平成 37 年度(2025 年度)の 10 年間とし、各年度において施策をどのように展開していくかを可能な限り指標を掲げつつ示している。

《概要》

1. 成長と分配の好循環メカニズムの提示

(3) 成長と分配の好循環のメカニズム

○「成長と分配の好循環」のメカニズムとその効果をできる限り定量的に示すことを目的として、労働供給の増加と賃金上昇を通じた政策効果の試算を行った。今回、評価の対象とした政策は、次の 5 項目である。

①子育て支援の充実

保育の受け皿確保、保育士確保に向けた待遇改善も含めた総合的取組の推進

②介護支援の充実

介護の受け皿確保、介護人材確保に向けた待遇改善も含めた総合的取組の推進

③高齢者雇用の促進

働く希望を持つ高齢者の雇用促進

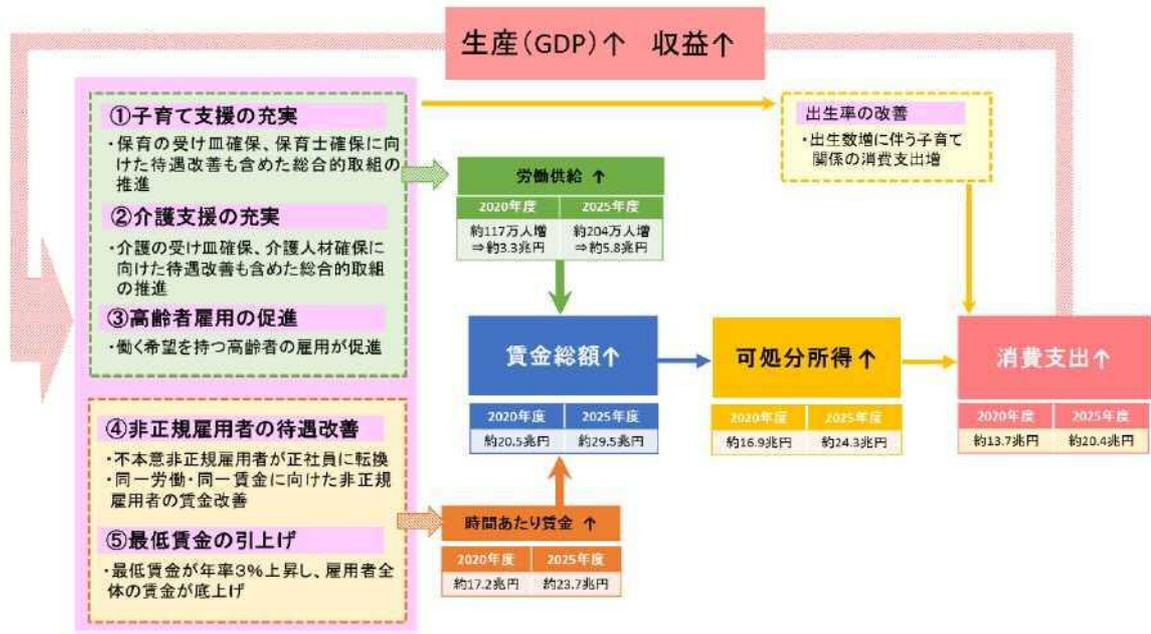
④非正規雇用者の待遇改善

不本意非正規雇用者の正社員への転換及び同一労働・同一賃金に向けた非正規雇用者の賃金改善

⑤最低賃金の引上げ

最低賃金の年率 3%上昇による雇用者全体の賃金底上げ

図 一億総活躍社会の実現に向けた成長と分配の好循環モデルー賃金・所得・消費の循環を中心とした試算ー



- 上記は、労働供給の増加と賃金上昇を通じた直接的な政策効果について、仮定を置いて試算したものであり、GDP600兆円への道筋の全体像を示すものではない。
- 効果額は政策が行われない場合との差分のみを示したものであり、人口動態による労働供給の減少効果や一般物価の上昇による効果は含まない。また、潜在需要の顕在化効果や投資リターンの向上、それに伴う設備投資増加の効果、産業間の労働移動の影響などについては、試算の対象としていない。なお、試算の内容は不確実性を伴うため、相当な幅を持って理解される必要がある。
- 規模感の目安として、例えば2014年度時点において、労働力人口をみると約6,600万人、賃金総額をみると約240兆円、試算の対象としている雇用者の可処分所得及び消費支出はそれぞれ約200兆円及び約140兆円である。

2. 一億総活躍の実現に向けた横断的課題である働き方改革の方向

- 同一労働同一賃金の実現など非正規雇用の待遇改善
- 長時間労働の是正
- 高齢者の就労促進

3. 「希望出生率1.8」に向けた取組の方向

(1) 子育て・介護の環境整備

- 子育てや介護をしながら仕事を続けることができる社会をつくるため、保育や介護の受け皿整備を一層加速する。
- 求められる保育・介護サービスを提供するための人材の確保に向けて、安定財源を確保しつつ、保育士や介護人材の処遇改善、多様な人材の確保・育成、生産性向上を通じた労働負担の軽減、さらには安心・快適に働ける環境の整備を推進するなどの総合的対策を示す。
- 高い使命感と希望を持って、保育士や介護職の道を選んだ人たちを応援する。また、保育士や介護職の方たちがキャリアアップできるよう、再編・統合等を通じた大規模化・連携の強化などの環境整備を図る。

(保育人材確保のための総合的な対策)

- 「希望出生率1.8」の実現に向けて、昨年末の緊急対策で、平成29年度末(2017年度)までの保育の受け皿整備量を40万人分から50万人分に上積みした。平成28年度(2016年度)予算では、保育サービスは質・量ともにさらに拡大した。本年4月からは企業主導型の新たな保育事業が始まり、事業所内保育所の新設が図られる。また即効性の高い既存事業所内保育所の空き定員の活用を図る。これらにより、5万人の受入れを進める。小規模の保育所の整備や空き教室などの地

域のインフラの活用による受け皿の拡大も促進する。

○新たに「経済財政運営と改革の基本方針 2015」等に記載されている更なる「質の向上」の一環としての2%相当(6,000円※)の処遇改善を行うとともに、予算措置が執行面で適切に賃金に反映されるようにしつつ、キャリアアップの仕組みを構築し、保育士としての技能・経験を積んだ職員について、現在4万円程度ある全産業の女性労働者との賃金差がなくなるよう、追加的な処遇改善を行う。児童養護施設等においても、その業務に相応の処遇改善を行う。なお、全産業の男女労働者間の賃金差については、女性活躍推進法や同一労働同一賃金に向けた取組を進めていく中で、今後、全体として、縮めていく。保育士についても、必要に応じて、更なる処遇改善を行う。 ※全社協・事務局注

○多様な保育士の確保・育成に向けて、保育士を目指す学生に返済を免除する月5万円の修学資金貸付制度を拡充し、いったん仕事を離れた人が再び仕事に就く場合の20万円の再就職準備金貸付制度を創設した。また、保育所が保育補助者を雇用して保育士の負担を軽減する場合には、約295万円の返還免除付きの貸付を行う事業を創設した。このような施策については、さらなる充実を図る。

○チーム保育を推進する保育所には手厚く運営費を交付して、保育士の負担軽減やキャリアに応じた賃金改善を後押しする。さらに、ICT等を活用した生産性向上による労働負担軽減、保育士の勤務環境の改善などに取り組む。

○大都市圏を中心になお多くの待機者がおり、緊急的に対応すべき措置として、待機児童が集中している関連自治体などと連携して対応策を取りまとめたところであり、速やかに実行していく。

○保育の受け皿整備に加えて、保育士の処遇改善、多様な人材の確保・育成、生産性の向上を通じた労働負担の軽減を柱として9万人の保育人材の確保に総合的に取り組み、待機児童解消の実現を目指す。

(放課後児童クラブ・放課後子供教室の整備及び一体実施)

○共働き家庭等のいわゆる小1の壁を打破するとともに次代を担う人材を育成するため、平成31年度末(2019年度末)までに放課後児童クラブ30万人の追加的な受け皿整備を進め、全小学校区に当たる約2万か所で放課後児童クラブと放課後子供教室を連携して事業実施し、その半分に当たる約1万か所で一体として事業実施する。さらに、放課後児童クラブについて、経験等に応じた職員の処遇改善や業務負担軽減対策を進めるとともに、追加的な受け皿整備を平成30年度末(2018年度末)に前倒して実現するための方策を検討する。なお、処遇改善に当たっては、予算措置が執行面で適切に賃金に反映されるようにする。

(2)すべての子供が希望する教育を受けられる環境の整備

○すべての子供が夢に向かって頑張ることができる社会をつくらなければならない。未来を担う子供たちへの投資を拡大し、格差が固定化せず、誰にもチャンスがある一億総活躍社会を創っていく。

(ひとり親家庭や多子世帯等への支援)

○28年度(2016年度)予算に盛り込まれている、幼児教育の無償化拡大によって所得の低い世帯では第二子は半額、第三子以降は無償とする。ひとり親家庭への支援については、児童扶養手当の機能を充実し、第二子は36年ぶり、第三子以降は22年ぶりに加算額を最大で倍増した。さらに、放課後児童クラブ等が終わった後の地方自治体による子供の居場所づくりを支援する。この際、子供の生活習慣の習得・学習支援、食事の提供等を行う。児童養護施設や里親の下で育った子供の進学支援のため、毎月家賃相当額に加え生活費を貸し付け、就業継続等の条件により返還を免除する制度を本年度から創設したところ、今後も必要な対応を検討していく。また、いわゆる団塊ジュニア世代の人口構造上の重要性も踏まえつつ、多子世帯への支援を推進する。

○児童虐待の問題に社会全体で対応し、児童の最善の利益が優先して考慮されるよう、児童相談所の専門性強化等による発生時の迅速・的確な対応に加え、予防から児童の自立支援(家庭養護の推進等)に至るまでの総合的な対策を進める。これを踏まえ、児童保護手続における裁判所の関与の在り方や、特別養子縁組制度の利用促進の在り方について検討し、必要な措置を講ずる。

(課題を抱えた子供たちへの学びの機会の提供)

○特別な配慮を必要とする児童生徒のための学校指導体制の確保、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置など教育相談機能の強化に取り組む。

○いじめや発達障害など様々な事情で不登校となっている子供が、自信を持って学んでいけるよう、フリースクール等の学校外で学ぶ子供への支援を行い、夜間中学の設置促進等を図る。

○経済的な理由や家庭の事情により学習が遅れがちな子供を支援するため、大学生や元教員等の地域住民の協力及びICTの活用等による原則無料の学習支援を行う地域未来塾を、平成31年度(2019年度)までに全中学校区の約半分に当たる5000ヶ所に拡充し高校生への支援も実施する。

(奨学金制度の拡充)

○家庭の経済事情に関係なく、希望すれば誰もが大学や専修学校等に進学できるよう、安定財源を確保しつつ、奨学金制度の拡充を図る。

○無利子奨学金については、残存適格者を解消するとともに、低所得世帯の子供に係る成績基準を大幅に緩和することにより、必要とするすべての子供たちが受給できるようにする。

○有利子奨学金については、固定金利方式・金利見直し方式ともに現在の低金利の恩恵がしっかりと行き渡るようにする。特に、金利見直し方式を選択した場合、現在の金利水準に照らせばほぼ無利子となるような仕組みを検討する。

○給付型奨学金については、世代内の公平性や財源などの課題を踏ま創設に向けて検討を進め、本心に厳しい状況にある子供たちへの給付型支援の拡充を図る。

○奨学金の返還については、卒業後の年収が300万円以下の場合には10年間の返還猶予が適用され、更に、申込時の家計支持者の世帯年収が300万円以下で卒業後の本人の年収が300万円以下の場合には無期限返還猶予が適用される。こうした制度の周知徹底を図るとともに、社会に出た後の所得に応じて返還額を変化させる新たな所得連動返還型奨学金制度を平成29年度(2017年度)の進学者から速やかに導入することで、大幅な負担軽減を図る。

4. 「介護離職ゼロ」に向けた取組の方向

(1) 介護の環境整備

(介護人材確保のための総合的な対策)

○介護人材の処遇については、競合他産業との賃金差がなくなるよう、平成29年度(2017年度)からキャリアアップの仕組みを構築し、月額平均1万円相当の改善を行う。この際、介護保険制度の下で対応することを基本に、予算編成過程で検討する。

○障害福祉人材の処遇についても、介護人材と同様の考え方に立って予算編成過程で検討する。

○多様な介護人材の確保・育成に向けて、介護福祉士を目指す学生に返済を免除する月5万円の修学資金貸付制度や、いったん仕事を離れた人が再び仕事に就く場合の20万円の再就職準備金貸付制度の更なる充実、高齢人材の活用等を図る。また、介護ロボットの活用促進やICT等を活用した生産性向上の推進、行政が求める帳票等の文書量の半減などに取り組む。さらに、改正介護休業制度の着実な実施や、介護休業の取得促進に関する周知・啓発の強化を行うなど、仕事と介護の両立が可能な働き方の普及を促進する。

○介護の受け皿整備に加え、介護の仕事の魅力を向上し、介護人材の処遇改善、多様な人材の確保・育成、生産性の向上を通じた労働負担の軽減を柱として 25 万人の介護人材の確保に総合的に取り組む。

○経済連携協定(EPA)に基づく専門的介護人材の活用を着実に進めるとともに、出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案の成立後、これらの仕組みに基づく外国人材の受入れについて、それぞれの制度趣旨に沿って積極的に進めていく。また、経済・社会基盤の持続可能性を確保していくため、真に必要な分野に着目しつつ、外国人材の受入れの在り方について、総合的かつ具体的な検討を進める。

(3)障害者、難病患者、がん患者等の活躍支援

○一億総活躍社会を実現するためには、障害者、難病患者、がん患者等が、希望や能力、障害や疾病の特性等に依りて最大限活躍できる環境を整備することが必要である。このため、就職支援及び職場定着支援、治療と職業生活の両立支援、障害者の身体面・精神面にもプラスの効果がある農福連携の推進、ICT の活用、就労のための支援、慢性疼痛対策等に取り組むとともに、グループホームや就労支援事業等を推進する。

○2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に、ユニバーサルデザインの社会づくり(心のバリアフリー、街づくり)を推進するとともに、障害者のスポーツ、文化芸術活動の振興を図る。

○障害のある子供も、障害のない子供と可能な限り共に学べるようにし、自立や社会参加を果たせるように環境を整備する。特に、小中学校における通級指導を推進するとともに、高等学校においても通級指導を平成 30 年度(2018 年度)から新たに制度化し、小中高等学校あわせて指導内容や指導体制等の環境整備を進める。

(4)地域共生社会の実現

○子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現する。このため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する。また、寄附文化を醸成し、NPO との連携や民間資金の活用を図る。

5.「戦後最大の名目 GDP600 兆円」に向けた取組の方向

(14)生産性革命を実現する規制・制度改革

○人口減少下における供給制約を克服するためには、生産性を抜本的に向上させるしかない。このため、生産性革命を実現する規制・制度改革のあり方を見直し、コーポレートガバナンスの強化など未来投資を促す制度改革に果敢に取り組む。

(新たな規制・制度改革メカニズムの導入)

○第 4 次産業革命は、技術革新の予見が難しい上に、スピードが求められる。先が読めない時代だからこそ、官民で産業革新の将来像を共有し、中期目標からバックキャストしてロードマップを描き、必要となる規制・制度改革を実施していく。また、事業者目線で事業コストを徹底的に削減し、生産性を向上させるため、規制改革、行政手続きの簡素化、IT 化を一体的に進める。

(国家戦略特区の活用)

○「国家戦略特区」については、平成 29 年度末(2017 年度末)までの 2 年間で「集中改革強化期間」として、残された「岩盤規制」の改革や、事業実現のための「窓口」の機能の強化を行い、必要であれば、新たな区域を指定していく。

➤ 2016.6.1 安倍首相記者会見:平成 29 年 4 月消費税再増税の延期

▶ 安倍首相は記者会見において、平成 29 年 4 月に予定されていた消費税 10%への引上げを 30 か月延期し 2019 年 10 月(平成 31 年 10 月)に実施するとした。

《発言内容・抜粋》

【安倍総理冒頭発言】

「2020 年度の財政健全化目標はしっかりと堅持します。そのため、ぎりぎりのタイミングである 2019 年 10 月には消費税率を 10%へ引き上げることとし、30 か月延期することとします。その際に、軽減税率を導入いたします。

3 年間のアベノミクスによって、国・地方を合わせて税収は 21 兆円増えました。その 2 年半の延期によって、その間にアベノミクスをもう一段加速する。そのことで更なる税収アップを確保し、2020 年度のプライマリーバランスの黒字化を目指す考えであります。」

【質疑応答】

「安倍政権の下で子育て世帯を支援していく、この決意は揺らぎません。保育の受け皿 50 万人分の確保、来年度までの達成に向け、約束どおり実施いたします。

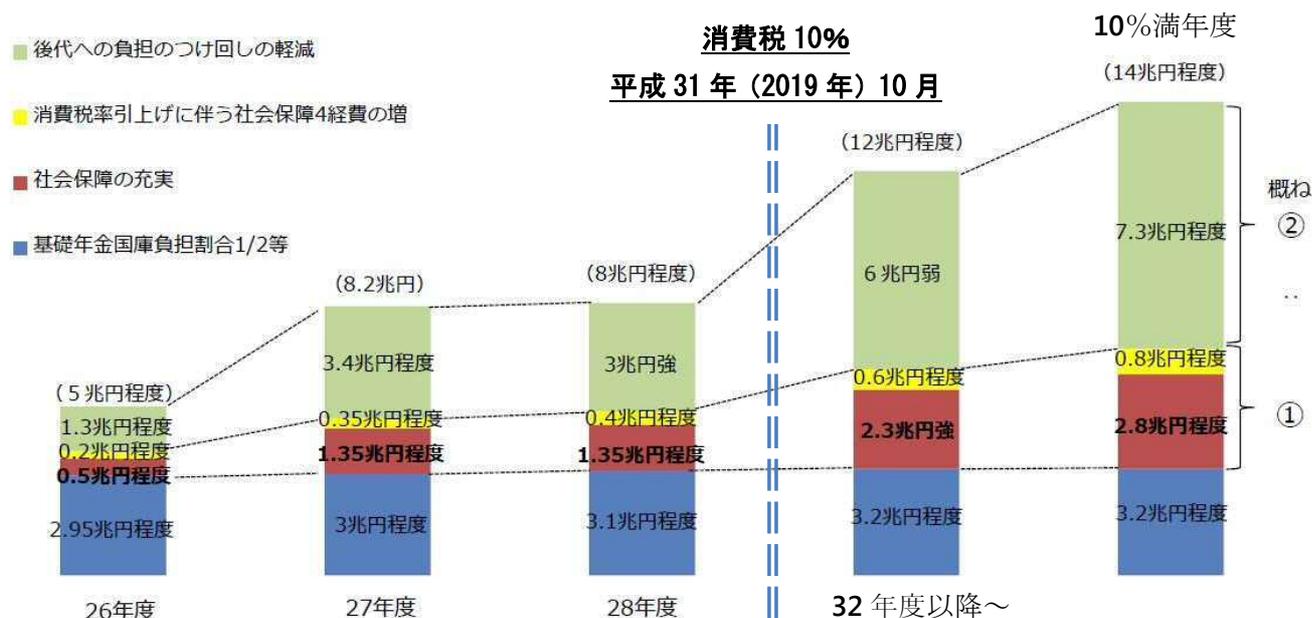
また、「介護離職ゼロ」に向けた介護の受け皿 50 万人分の整備も、スケジュールどおり確実に進めていきます。

さらに、保育士、介護職員等の処遇改善など、一億総活躍プランに関する施策については、アベノミクスの果実の活用も含め、財源を確保して、優先して実施していく考えであります。」

《参考:消費税増収分の使途》

※社会保障制度改革推進会議(第 4 回)資料・抜粋をもとにした消費税の再延期によるイメージ(全社協・作成)

※平成 27 年時点での試算にもとづく金額であり、消費税再増税後(平成 32 年度以降)の額は未定のため、平成 27 年度の額を記載。



《参考:社会保障・税一体改革による社会保障の充実に係る実施スケジュール》

※社会保障制度改革推進会議(第 6 回)資料より抜粋

※消費税再増税の延期にともない、予定事項の実施は未定

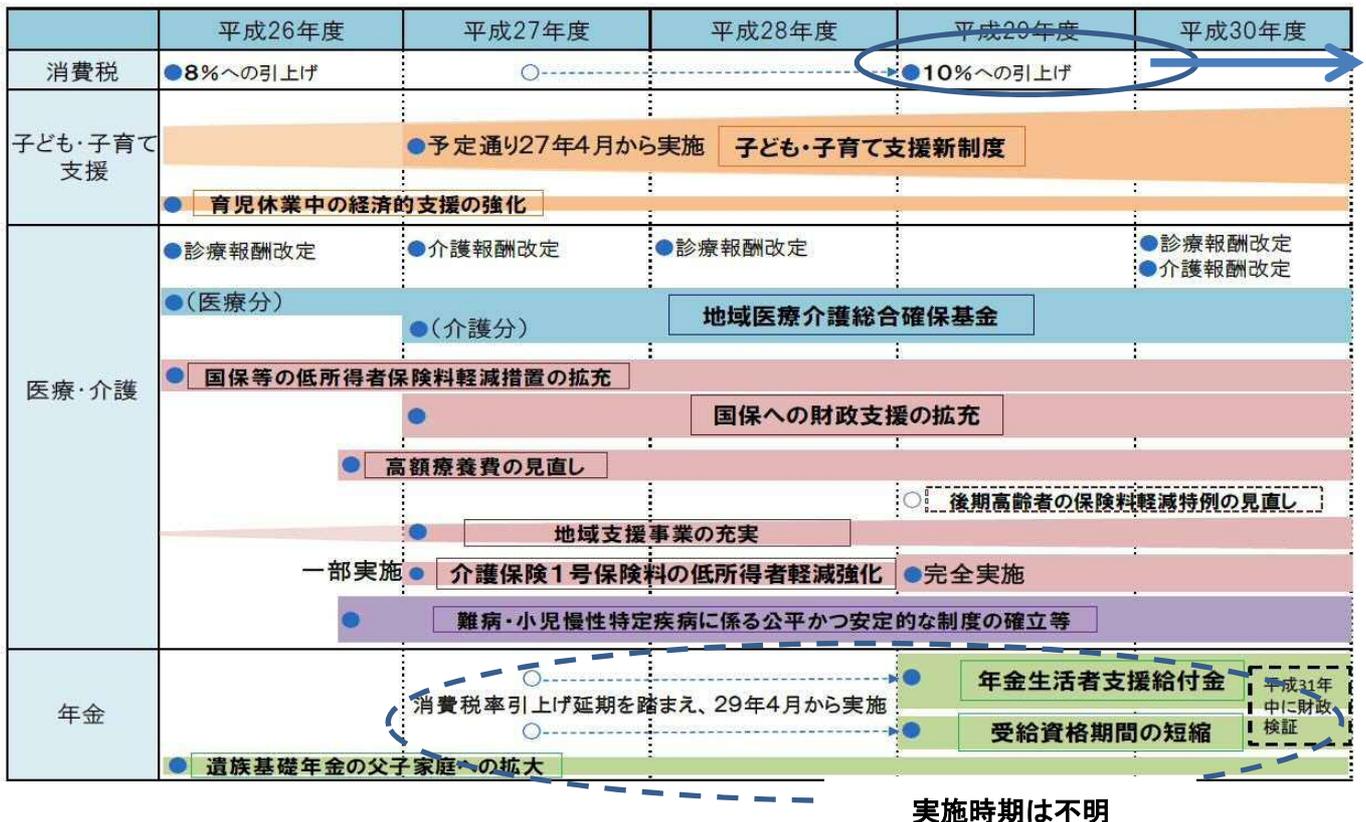
【実施予定とされている事項】

平成 29 年度：年金関連法の一部施行（消費税率の引上げに合わせて実施）

- ・年金を受給している低所得の高齢者・障害者に対して月額 5000 円の福祉的給付等を支給
- ・老齢基礎年金の受給資格期間を 25 年から 10 年に短縮

平成 30 年度

- 国民健康保険の財政運営責任等を都道府県に移行し、制度を安定化(平成 30 年 4 月～、医療保険制度改革関連法案関係)
- 医療計画・介護保険事業(支援)計画・医療費適正化計画の同時策定・実施(平成 30 年 4 月～)



➤ 2016.5.18 財政制度等審議会財政制度等分科会：建議

- ▶ 財政制度等審議会・財政制度分科会は、財政健全化目標の達成に向けて策定された「経済・財政再生計画」の着実な実施に向けた基本的考え方を、「経済・財政再生計画」の着実な実施に向けた建議」としてとりまとめた。
- ▶ 2020 年度までの国・地方のプライマリーバランス(PB)黒字化、その後の債務残高対 GDP 比の安定的な引下げという財政健全化目標を堅持するとし、計画で示された一般歳出の水準等の目安に沿って編成された 28 年度予算は目標達成に向けた第一歩であるとしている。また、計画はスタートしたばかりであり、手綱を緩めるような状況には全くない。今後とも、目安及び改革工程表に沿って、経済・財政再生計画を着実に実施していくことが不可欠であるとしている。
- ▶ 社会保障関係費の伸びについては、今後も経済・財政再生計画に示された目安を確実に達成しつつ、持続可能な制度を次世代に引き渡す責任を果たしていくためには、改革工程表に沿った社会保障制度改革の着実な実行が不可欠である。また、改革の実効性を高めるため、今後進められる改革の具体的内容についての検討にあたっては、これまでの当審議会の建議で示した改革の方向性や内容を十分に踏まえたものとすべきとの考え方が示されている。
- ▶ 「負担能力に応じた公平な負担、給付の適正化」において、「社会保障制度への国民の信頼性を高

め、持続可能なものとするためには、負担の公平性の確保と給付の適正化に向けた不断の改革が不可避である」とし、「まず、高額療養費制度及び高額介護サービス費制度の見直しについて、改革工程表に沿って、世代間・世代内での負担の公平性の確保や負担能力に応じた負担等の観点から、具体的内容を検討し、平成 28 年末までに結論を得て、その結果に基づいて速やかに必要な措置を講じる必要がある」としている。

- ▶ 生活保護については、「最後のセーフティネットとしての機能を有するものであるとともに、受給者の自立の助長を趣旨とするものでもあり、制度に対する国民の理解と信頼を確保していかなければならない。このため、生活保護制度の適正化に向けて、不断の見直しを行い、改革工程表に沿って、現行制度で実施可能な事項は、早期に検討・実施していくべきである」とし、「平成 29 年度の次期生活扶助基準の検証に合わせ、自立支援の推進等の観点から、生活保護制度全般について検討し、その結果に基づいて必要な措置(法改正を要するものに係る平成 30 年通常国会への法案提出を含む)を講じるべきである」としている。

➤ 2016.4.21 **社会保障制度改革推進会議(第 6 回):改革の進捗状況**

- ▶ 社会保障と税の一体改革に関連した施策の進捗状況について協議するとともに、経済・財政再生計画 の改革工程表が報告された。
- ▶ 平成 28 年度における社会保障の充実のほか、国民年金法等の改正法案、医療費適正化計画、「療養病床の在り方等に関する検討会」の報告等の施策状況をもとに、社会保障と税の一体改革の進捗について議論した。

* 「ニッポン一億総活躍プラン」

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/ichiokusoukatsuyaku/index.html#plan>

* 首相記者会見 (6 月 1 日)

http://www.kantei.go.jp/jp/97_abe/statement/2016/0601kaiken.html

* 財政制度等審議会

https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/index.html

* 社会保障制度改革推進会議

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/syakaihosyou_kaikaku/kaisai.html

2. 経済・成長政策

《直近の動向》

➤ 2016.6.2 「経済財政と改革の基本方針 2016」:閣議決定

- ▶ 「経済財政運営と改革の基本方針 2016～600兆円経済への道筋～」(骨太方針)が経済財政諮問会議での答申を経て、閣議決定された。
- ▶ 「成長と分配の好循環」の実現に向け、引き続き、「経済再生なくして財政健全化なし」を基本とし、消費税率の10%への引上げを2019年(平成31年)10月まで2年半延期するとともに、2020年度2(平成32年度)の基礎的財政収支黒字化という財政健全化目標を堅持するとしている。また、「経済・財政再生計画」の枠組みの下、アベノミクスの成果の活用等を図りつつ、短期・中長期的視点から、適切な経済財政運営に努めるとしている。
- ▶ 経済・財政一体改革の着実な推進については、600兆円経済の実現と2020年度(平成32年度)の財政健全化目標の達成の双方の実現を目指すことを示している。また、「経済・財政再生計画」における歳出・歳入両面の取組を進めるため、主要分野の改革の方向性を具体化するとともに、経済・財政再生アクション・プログラムに基づきPDCAサイクルを実効的に回していくことを示した。
- ▶ 追加的な歳出増加要因(子ども子育て・家族支援等)については、必要不可欠なものとするとともに、適切な安定財源を確保するとして、一定期間内の追加的な歳出増加要因については、資産売却等を含めた財源を確保し、財政規律を堅持するとしている。
- ▶ その上で、社会保障については、「経済・財政再生計画」に掲げる44の改革項目について、改革工程表に沿って、着実に実行することを明示している。
- ▶ 規制改革については、現在の規制改革会議の設置期限(平成28年7月末)以降も切れ目なく規制改革に取り組むとしている。また、国家戦略特区は、平成29年度末までの2年間を「集中改革強化期間」とし、「岩盤規制」の改革等を行うとしている。
- ▶ 平成29年度予算編成の基本的考え方において、集中改革期間2年目の取組として「経済・財政再生計画」、経済・財政再生アクション・プログラム、改革工程表に則って、経済・財政一体改革を面的に拡大するとともに、国と地方を通じたボトムアップの改革を加速するとしている。

《「経済財政運営と改革の基本方針 2016」の概要》

第1章 現下の日本経済の課題と考え方

1. 日本経済の現状と課題

- (1) 世界経済の状況と我が国の課題
- (2) 熊本地震への対応

2. 「成長と分配の好循環」の目指すところ

3. 600兆円経済に向けた道筋の基本的考え方

4. 東日本大震災からの復興・創生

- ・ 「復興・創生期間(平成28年度～32年度)」

第2章 成長と分配の好循環の実現

1. 結婚・出産・子育ての希望、働く希望、学ぶ希望の実現：経済成長の隘路あいろの根本にある構造的な問題への対応

少子高齢化への対応は待ったなしの最重要課題。アベノミクスの成果の果実が得られつつある今こそ、「ニッポン一億総活躍プラン」を踏まえ、取組を進める。

(1) 結婚・出産の支援

(2) 子ども・子育て支援、子供の貧困対策等

・様々な保育ニーズに対応し、待機児童の解消等の保育の受け皿等の確保や保育士の処遇改善、放課後児童クラブや児童養護施設等における処遇改善、三世帯同居・近居の推進等。教育費負担軽減、世代を超えた貧困の連鎖をなくす取組、若者の経済基盤の強化等。

(3) 就業を希望する女性・高齢者の就業促進、非正規雇用労働者の待遇改善等

(4) 女性の活躍推進

(5) 介護の環境整備等

・在宅・施設サービスの整備、保険者等の好事例の全国展開、介護基盤整備や介護人材の処遇改善等。認知症施策推進総合戦略の実現、拡充された介護休業制度の周知、介護と仕事の両立可能な働き方の普及、健康寿命の延伸への取組等。

(6) 障害者等の活躍支援、地域共生社会の実現

・障害者、難病患者、がん患者等の就労支援及び職場定着支援、治療と職業生活の両立支援、障害者の文化芸術活動の振興等を進め、社会参加や自立を促進。

2. 成長戦略の加速等

600兆円経済の実現に向け、成長戦略の深化・実現に取り組む。「官民戦略プロジェクト10」として、第4次産業革命への対応、世界最先端の健康立国への取組等に取り組む。

(1) 生産性革命に向けた取組の加速

・教育再生（世界トップレベルの学力達成と基礎学力の向上、チーム学校、給付型奨学金の創設に向けた検討等）

(2) 新たな有望成長市場の創出・拡大

(3) TPP等に対応した海外の成長市場との連携強化

(4) 地方創生、中堅・中小企業・小規模事業者支援

・「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2015改訂版）」、「まち・ひと・しごと創生基本方針2016」に基づく、地方創生の深化を実現する政策の推進等。

(5) 防災・国土強靱化、成長力を強化する公的投資への重点化

(6) 規制改革の推進

・現在の規制改革会議の設置期限（平成28年7月末）以降も切れ目なく規制改革に取り組む。国家戦略特区は、平成29年度末までの2年間で「集中改革強化期間」とし、「岩盤規制」の改革等を行う。

(7) 経済統計の改善

3. 個人消費の喚起

人口減の下でも需要先細り懸念にとらわれず、少子化・高齢化・グローバル化等、時代の変化に対応した新たな財・サービスを生み出す。

(1) 賃金・可処分所得の引上げ等

・労働分配率の低下傾向に歯止めをかける。賃金、最低賃金の継続的な引上げを実現するための環境整備。

・社会保障の効率化による社会保険料の増加の抑制等。

(2) 潜在的な消費需要の実現

(3) ストックを活用した消費・投資喚起

(4) 消費者マインドの喚起

4. 成長と分配をつなぐ経済財政システムの構築

(1) アベノミクスの成果の活用

(2) 行政手続の簡素化・効率化・オンライン化

(3) 歳出効率化の成果等を現役世代や地域に還元する仕組みの構築

・歳出改革や経済再生による歳出抑制の成果を、子育て支援等に還元することができる仕組みを構築。

(4) 資源配分の効率化

5. 安全・安心な暮らしと持続可能な経済社会の基盤確保

(1) 外交、安全保障・防衛等

(2) 暮らしの安全・安心（治安、消費者行政等）

(3) 資源・エネルギー（原子力の安全確保を含む）

(4) 地球環境への貢献

第3章 経済・財政一体改革の推進

1. 経済・財政一体改革の着実な推進：「経済再生なくして財政健全化なし」

2. 先進・優良事例の展開促進、国と地方の連携強化、「見える化」の徹底・拡大

(1) 先進・優良事例の展開促進

(2) 国と地方の連携強化

(3) 「見える化」の徹底・拡大

3. ワイズ・スペンディングの仕組みの強化

○優先順位付けとデータ分析による効果の評価などの分析を、経済財政諮問会議での議論等を通じて、適切に予算編成の過程に取り込む。

○義務的経費も、健康寿命の延伸や住民サービスの広域化、IT化の進展等を踏まえ、制度全体の見直し等を行い、エビデンスに基づくPDCAサイクルを徹底。

○国庫支出金の性格に応じ、成果の向上と「見える化」に一段の工夫が必要。地方の裁量度が高いものは、国庫支出金のパフォーマンス指標の設定・評価のための分野横断的仕組みを構築。

4. 実効的なPDCAサイクルの構築

○実効的なPDCAサイクルを構築するため、経済財政諮問会議において、概算要求の検討に着手する前から議論と精査を進める。経済・財政一体改革推進委員会において、主導的に進捗管理、点検、評価を行う。各府省庁は、概算要求等に適切に反映させる。

5. 主要分野ごとの改革の取組

(1) 社会保障

・「経済・財政再生計画」に掲げる44の改革項目について、改革工程表に沿って、着実に実行。その中で、以下のような取組を推進。

▶ 医療費の地域差の半減に向け、医療費適正化基本方針に係る追加検討 等

(2) 社会資本整備等

(3) 地方行財政改革・分野横断的な課題

(4) 文教・科学技術等

(5) 歳入改革、資産・債務の圧縮

- ・歳入増加に向けて、課税ベースの拡大等を通じ、新たな税収増を生み出す。マイナンバーをキーとした仕組みを早急に整備。税・社会保険料徴収の適正化。

第4章 当面の経済財政運営と平成29年度予算編成に向けた考え方

1. 経済の現状及び今後の動向と当面の経済財政運営の考え方

- 賃金・可処分所得の引上げ、規制改革、消費・投資喚起策等を推進するとともに、成長戦略の加速と一億総活躍社会の構築を通じ、成長と分配の好循環を実現 等

2. 平成29年度予算編成の基本的考え方

(1) 集中改革期間2年目の取組

- 「経済・財政再生計画」、経済・財政再生アクション・プログラム、改革工程表に則って、経済・財政一体改革を面的に拡大するとともに、国と地方を通じたボトムアップの改革を加速する。

(2) 平成29年度予算編成の在り方

- 平成29年度予算編成に当たっては、以下に掲げる取組を重点的に推進する。

- ①経済財政諮問会議において、概算要求の検討前からエビデンスを基に議論と精査を進める。その上で、予算編成に経済・財政一体改革を反映させる。
- ②健康増進、コンパクトなまちづくり、住民・行政サービスの広域化・IT化等に向け、先進・優良事例の展開促進、国と地方の連携強化、「見える化」の徹底・拡大を進める。
- ③人口減少、少子高齢化という構造的課題に対処するため、アベノミクスの成果も活用しつつ、一億総活躍社会の実現等の重要課題に係る取組を推進する。
- ④第3章に掲げる主要分野毎の改革を推進するためのメリハリの効いた予算とする。

➤ 2016.6.2 「日本再興戦略2016」：閣議決定

- ▶ 「日本再興戦略2016-第4次産業革命に向けて-」が閣議決定された。
- ▶ 回り始めた経済の好循環を、持続的な成長路線に結びつけ、「戦後最大の名目GDP600兆円」の実現を目指し、①新たな「有望成長市場」の戦略的創出、②人口減少に伴う供給制約や人手不足を克服する「生産性革命」、③新たな産業構造を支える「人材強化」の3つの課題に向けて、更なる改革に取り組む方針を示した。
- ▶ 具体的な施策としては、事業分野別の生産性向上として、中小企業等経営強化法（平成28年5月24日成立）に基づき、7分野（運輸、医療、介護、保育、飲食、宿泊、卸・小売）を含む各事業分野について生産性向上に向けた指針を策定し、サービス業の特性に応じたITの導入や経営指導等を支援していくことなどが示されている。
- ▶ また、ロボット・センサー等の技術を活用した介護の質・生産性の向上（介護報酬や人員配置・施設基準の見直し等を含め制度の対応を検討）が掲げられている。

➤ 2016.4.28 経済・財政一体改革推進会議：第2次報告

- ▶ 経済・財政一体改革推進会議は、経済・財政再生計画の工程表に沿って諸改革を着実に実行に移すとともに、PDCAサイクルが好循環なものとして確実に回っていくようにするため第2次報告-スピーディーな改革の実行・浸透・拡大とPDCAサイクルの好循環構築を目指す-をとりまとめた。
- ▶ 報告書では、本年度から実行段階に移る「経済・財政再生計画」上の諸改革を迅速に実行(Do)に

移すとともに、KPI、「見える化」の詳細を更に具体化し、本年後半の進捗管理、点検、評価(Check)とそれらを踏まえたアクション・プログラムの改定の要否の検討(Action)へと進んでいくPDCAサイクルの好循環構築を企図してとりまとめられた。

- ▶ 改革初年度当初からできることからスピーディに取り組む。健康増進、まちのコンパクト化、住民・行政サービスのIT化・業務改革や広域化などのボトムアップの改革を浸透させて大きな効果発現を目指すこと、また、先進・優良事例の強力な展開、ワイズ・スペンディングと実証的分析・エビデンスに基づくPDCAの徹底、29年度予算への改革反映を特に強調している。
- ▶ 社会保障関連では、高齢者の自立支援、介護予防の推進に関しては、市町村による高齢者の自立支援・介護予防等を通じた給付の適正化に向けた取組へのインセンティブ付けなどに係る制度的枠組み等について、本年末までに結論を出すとしている。

* 「経済財政運営と改革の基本方針 2016～600兆円経済への道筋～」

<http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/2016/decision0602.html>

* 「日本再興戦略 2016」

http://www.kantei.go.jp/jp/headline/seicho_senryaku2013.html#c21

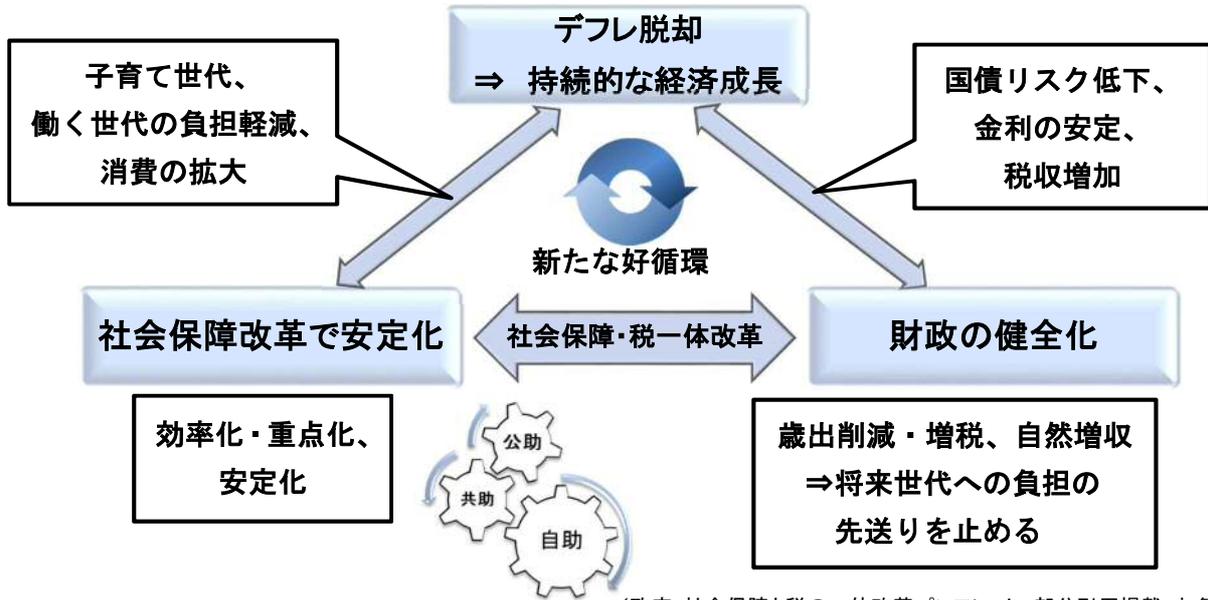
* 経済・財政一体改革推進委員会

<http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/special/reform/index.html>

* 産業競争力会議

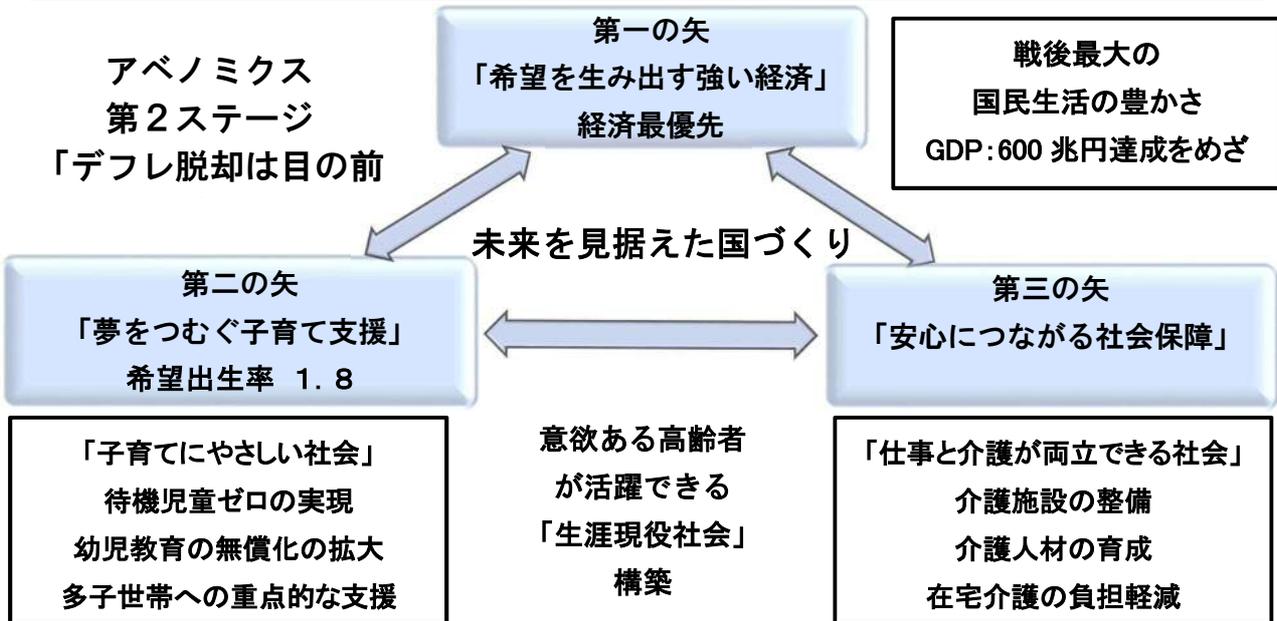
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/skkkaigi/kaisai.html>

アベノミクス：金融・財政政策・成長戦略と社会保障制度改革



(政府：社会保障と税の一体改革パンフレット 部分引用掲載、加筆)

「ニッポン一億総活躍プラン 新三本の矢」(15.9.24)



(自民党 HP: 引用掲載、加工)

3. 規制改革・行財政・特区

《直近の動向》

▶ 2016.6.2 「規制改革実施計画」(平成 28 年):閣議決定

- ▶ 「規制改革実施計画」が閣議決定された。
- ▶ 本計画は、潜在需要を顕在化させることによる経済活動の支援、日本経済の再生に資する各種規制の見直しを行い、経済社会の構造改革を進めることを目的とするものである。
- ▶ 規制改革により、①経済環境の変化に適応して、イノベーションを喚起する、②技術革新等による新製品・新サービスを国民が享受できるようにする、③女性が活躍し、若者や高齢者も含めて全ての人が能力を発揮できる社会を実現するとともに、人口減少社会が進む中、経済を再生して成長力を強化する視点から円滑な労働移動を支えるシステムの整備を進める、④地域活性化の阻害要因となっている規制を取り除く、ことの実現を図る必要があることを示している。
- ▶ 規制改革会議の「規制改革に関する第 4 次答申～終わりなき挑戦～」(平成 28 年 5 月 19 日)を踏まえ、対象となった規制や制度、その運用等について、直ちに改革に着手し、期限を定めて着実に実現を図っていくとしている。
- ▶ 第 4 次答申を踏まえ、また、「日本再興戦略 2016」(平成 28 年 6 月 2 日閣議決定)の推進に当たり阻害要因を除去するため、「健康・医療」、「雇用」、「農業」、「投資促進等」及び「地域活性化」を改革の重点分野としている。
- ▶ 「健康・医療」分野では、健康長寿社会を目指すために、国民の安心・安全への配慮を前提に、「国民の利便性向上」、「医療や福祉産業の発展による経済の活性化」、「保険財政の健全化」の 3 つを基本的な考えとし、①在宅での看取りにおける規制の見直し、②薬局における薬剤師不在時の一般用医薬品の取扱いの見直し、③診療報酬の審査の効率化と統一性の確保、④一般用医薬品及び指定医薬部外品の広告基準等の見直しについて、重点的に取り組むとしている。
- ▶ 本計画に定められた措置について、その実施状況をフォローアップしていくことは、改革を現実に進めていく上で不可欠の取組である。また、これまでの規制改革実施計画に盛り込まれた事項の中にも、現時点で措置が完了していないものがあるため、本計画に定められた措置と併せて、今後それらの実施状況についてフォローアップを行うことが重要であるとしている。

《参考:「規制改革に関する第 4 次答申」(平成 28 年 5 月 19 日):概要》

【次のステップへ】

- 規制改革会議は平成 28 年 7 月末で設置期限を迎えるが、社会経済構造の変化に対応して我が国が豊かで活力ある社会であり続けるためには、規制の在り方について不断の検証が必要である。正に「規制改革に終わりはない」。
- 今後とも規制改革を実効性ある形で推進していくためには、現在の規制改革会議(平成 28 年 7 月末が設置期限)に続く新組織を迅速に立ち上げ、切れ目なく規制改革に取り組んでいくことが重要である。
- 本答申を含め、これまでの答申や規制改革実施計画に盛り込まれた事項の中には、現時点で措置が完了していないものがあり、今後その状況についてフォローアップが必要である。規制改革会議設置期限後においても、今後規制改革を担当する組織において、これらの事項のフォローを粘り強く行い、改革の実行に至るまで見届けていく必要がある。

【規制改革実施計画(平成 25 年、26 年、27 年)のフォローアップ結果:答申付属資料 1 より】

- 規制改革会議は、内閣府から所管省庁の実施状況結果について報告を受け、規制改革会議として重点的フォローアップ事項について評価を行った。
- 重点フォローアップ事項とされる「介護・保育事業等の経営管理の強化とイコールフットイング確立」について、社会福祉法人の財務諸表、補助金等の情報開示、内部留保の明確化や経営管理体制の強化などの「13 項目」について「措置済」であるが、規制改革会議の評価として、「解決」が「8 件」、「要フォロー継続」が「5 件」とされている。

【「要フォロー継続」とされている事項】

事項名	規制改革の内容	評価:規制改革会議としての指摘事項
補助金等の情報開示	厚生労働省は、全国の社会福祉法人が国や地方自治体から受けている補助金等の状況を一元的に把握し、国民に分かりやすく開示する。	閣議決定どおりに実施されている。電子開示システムの構築が完了するまで継続的にフォローを行う。
役員報酬等の開示	厚生労働省は、社会福祉法人の役員に対する報酬や退職金などについて、その算定方法の方針や役員区分ごとの報酬等の総額(役員報酬以外の職員としての給与等も含む)の開示を義務付ける。	閣議決定どおりに実施されている。法案成立後の具体的な制度的措置に向けた厚生労働省の対応をフォローする。
内部留保の明確化	厚生労働省は、内部留保の位置付けを明確化し、福祉サービスへの再投資や社会貢献での活用を促す。	同上
所轄庁による指導・監督の強化	厚生労働省は、所轄庁における指導・監督を強化するため、監査のガイドラインや監査人材の育成プログラムを策定することとし、その工程表を策定する。	閣議決定どおり対応が行われている。監査ガイドライン等の策定が完了するまで継続的にフォローを行う。
社会貢献活動の義務化	厚生労働省は、すべての社会福祉法人に対して、社会貢献活動(生計困難者に対する無料・低額の福祉サービスの提供、生活保護世帯の子どもへの教育支援、高齢者の生活支援、人材育成事業など)の実施を義務付ける。そのために、社会貢献活動の定義の明確化や会計区分の整備、社会貢献活動への拠出制度の創設などの検討を行う。	閣議決定どおりに実施されている。法案成立後の具体的な制度的措置に向けた厚生労働省の対応をフォローする。

* 規制改革実施計画

http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kaigi/publication/p_index.html

* 規制改革会議

<http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/>

4. 地方分権改革

《直近の動向》

➤ 2016.5.27 国家戦略特別区域法の改正：参議院可決・成立

- ▶ 「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律」が参議院可決・成立した。
- ▶ 経済社会の構造改革を更に推進し、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成を図るため、新たな規制の特例を設ける等の措置を講ずるものであり、「障がい者雇用率の算定特例の拡充」などが盛り込まれている。

➤ 2016.5.19 国家戦略特別区域諮問会議(第22回)：日本再興戦略等

- ▶ 区域計画の認定と「日本再興戦略 2016」における国家戦略特区関係の記載について協議した。
- ▶ 「日本再興戦略 2016」(案)における、国家戦略特区との関連では「残された「岩盤規制」の改革として「幅広い分野における事業主体間の「イコールフッティング」の実現」を盛り込むことなどが確認された。
- ▶ 有識者議員は、国家戦略特区の今後の進め方について、国家戦略特区の「新たな目標」を示した。具体的には、「残された岩盤規制改革」について、これからの2年間の「改革強化期間」で完遂する必要があるとし、「重点6分野」として「医療・福祉・教育分野での「官民事業主体のイコールフッティング」徹底」などを掲げている。これらについては、特区ワーキンググループの体制強化や分野ごとに「象徴となる規制改革事項」を決定し、次期国会も視野に遅くとも年内までの実現を図るとしている。

➤ 2016.5.13 第6次地方分権一括法：参議院可決・成立

- ▶ 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第6次地方分権一括法)が参議院で可決・成立した。「提案募集方式」における地方公共団体からの提案等を踏まえた「平成27年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成27年12月22日閣議決定)にそって、地方公共団体への事務・権限の移譲等について、関係法律を整備するものである。
- ▶ 法律では、地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直しとして、地方社会福祉審議会において調査審議できる事項に精神障害者福祉に関する事項を追加することなどが盛り込まれている。

* 国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案

<http://www.cao.go.jp/houan/190/index.html>

* 国家戦略特別区諮問会議

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kokusentoc/shimonkaigi.html>

* 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(第6次地方分権一括法案)

<http://www.cao.go.jp/bunken-suishin/kakugiketteitou/kakugiketteitou-index.html>

5. 社会福祉法人等

《直近の動向》

➤ 2016.6.1 「社会福祉法人の「地域における公益的な取組」について」：通知発出

- ▶ 厚生労働省は、「社会福祉法人の「地域における公益的な取組」について」(社会・援護局福祉基盤課長通知)を発出した。
- ▶ 社会福祉法人が「地域における公益的な取組」(平成 28 年改正法第 24 条 2 項)を実施する趣旨や取組の内容に係る要件、また「地域における公益的な取組」と「地域公益事業」(平成 28 年改正法第 55 条の 2、平成 29 年 4 月施行分：社会福祉充実計画に位置づける事業)との関係についての考え方等が示されている。
- ▶ 「地域における公益的な取組」は、法人がその経営実態に応じて地域の福祉ニーズに対応するものであり、所轄庁は、法人に対して特定の事業の実施を強制するなど法人の自主性を阻害するような指導を行ってはならないことが示された。また、通知とともに示された取組の例に限定されるものではないことが明記されている(通知：別添 1)。

《概要》

◆「地域における公益的な取組」(平成 28 年改正法第 24 条 2 項)の要件と意義

【以下の全ての要件を満たすことが必要】

①社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される福祉サービスであること

社会福祉法における公益事業とは、社会福祉事業以外の社会福祉を目的とする事業であって、社会福祉と関連のない事業は該当しません。したがって、「地域における公益的な取組」は、社会福祉を目的とした福祉サービスとして提供される必要があります。

②日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対する福祉サービスであること

福祉サービスを受ける者としては、「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者」と規定されており、心身の状況や家族環境等の他、経済的な理由により支援を要する者が該当します。

③ 無料又は低額な料金を提供される福祉サービスであること

無料又は低額な料金を提供される福祉サービスとは、多様な事業主体が福祉サービスの実施主体として参入する中、法人は、社会福祉事業の主たる担い手として、税制上の優遇措置などの公的な助成が行われているものであり、高い公益性を有する特別の法人に求められる役割として、地域社会に積極的に貢献していくための事業等です。

したがって、当該取組は、直接的な費用が発生する事業等を行う場合、その費用を下回る料金を徴収して実施する事業、又は料金を徴収せずに実施する事業等が該当します。

なお、既存の制度の対象となり、公的な費用負担(※)がある場合は、無料又は低額な料金を提供する福祉サービスとはいえ、「地域における公益的な取組」には該当しません。

※委託事業又は補助事業による事業費全額についての公費負担のことをいいます。

◆「地域における公益的な取組」と平成 28 年改正法第 55 条の 2(平成 29 年 4 月施行分)に規定する「地域公益事業」の関係

- 「地域における公益的な取組」は、全ての法人の責務として規定したものであり、継続的に行われる

ものではない取組も含まれます。

- 一方、平成 28 年改正法第 55 条の 2 に規定する「地域公益事業」は、社会福祉充実残額を保有している法人が、その財産を活用する社会福祉充実計画に位置付ける「事業」として規定しているものであり、社会福祉法第 26 条に規定する公益事業に含まれるものです。

◆所轄庁の指導監督について

- 「地域における公益的な取組」は、法人がその経営実態に応じて地域の福祉ニーズに対応するものであり、所轄庁は、法人に対して特定の事業の実施を強制するなど法人の自主性を阻害するような指導を行ってはならず、社会福祉法第 61 条第 1 項第 1 号及び第 2 号(事業経営の準則)を遵守することが必要です。

◆その他

- 社会福祉法人は、社会福祉事業を実施することを目的とする法人とし、「地域における公益的な取組」を実施するものであり、「地域における公益的な取組」の実施に当たっては、社会福祉事業の適切な実施に影響が及ばないようにしなければなりません。については、福祉各法に基づく基準や運営費等に係る取扱いに則して実施することが必要です。

- 「地域における公益的な取組」については、各法人がそれぞれ主体的に実施することが求められますが、小規模な法人において、単独で実施することが困難であるような場合には、複数の法人で連携し実施することも考えられます。その場合、各法人は、単に資金拠出するだけでなく、その役員、職員が直接サービス提供に関わるなど実質的に事業等の実施主体となる必要があります。

2016.5.20 社会保障審議会福祉部会(第 17 回):社会福祉法人改革

- ▶ 平成 29 年度施行に向けた検討課題のうち、評議員の員数に係る経過措置と会計監査人の設置義務法人の範囲について「検討の方向性」をもとに協議した。
- ▶ 「検討の方向性」においては、法人が経営する施設の数にかかわらず、事業活動計算書におけるサービス活動収益を基準として評議員の員数に係る経過措置の対象となる法人を定めること、また、会計監査人制度については、社会福祉法人及び公認会計士等における準備等の必要性を勘案し、段階的に導入するとの考え方が示された。
- ▶ また、「社会福祉法人の財務規律の向上に係る検討会」での議論をもとに、会計監査人候補者の選び方、会計監査の実施範囲(証明範囲の設定)、会計監査の実施内容(重点監査項目の設定)、会計監査人非設置法人に対する専門家の活用方法について意見交換した。

≪概要:「検討の方向性」・抜粋≫

1. 評議員の員数に係る経過措置

- 小規模法人に配慮する観点から、一定の事業規模を超えない法人については、評議員の員数について、本来、理事の員数(6人以上)を超える数とするところ、施行から3年間、4人以上とすることとしている。
- この一定の事業規模については、社会福祉施設を1か所経営する社会福祉法人とするとの考え方もあったが、保育所などの小規模の施設を2か所経営している法人と、特養などの一定規模の施設を1か所経営している法人を比較した場合に、後者を小規模とすることは必ずしも適当ではないので

はないかという意見があった。

○このため、法人が経営する施設の数にかかわらず、事業活動計算書におけるサービス活動収益を基準として検討してはどうか。

(参考資料: サービス活動収益階層ごとの事業別法人数累計割合)

	法人全体	児童福祉事業のみ	保育所のみ	児童養護施設のみ	高齢者福祉事業のみ	特養等のみ	障害者福祉事業のみ	障害者支援施設等のみ
1億円以下	22.4%	32.7%	39.0%	9.3%	8.6%	6.8%	37.2%	7.5%
2億円以下	50.1%	78.0%	83.6%	66.4%	20.7%	17.9%	60.7%	25.3%
3億円以下	62.0%	90.0%	93.1%	90.7%	33.1%	37.0%	75.7%	57.5%
4億円以下	70.4%	94.7%	96.4%	94.4%	48.5%	57.9%	84.2%	71.9%
5億円以下	77.3%	97.0%	98.2%	99.1%	64.1%	77.8%	89.3%	82.2%

※ 社会福祉法人が、社会福祉法第59条第1項に基づき、各所轄庁に対して届け出た現況報告書等について、各所轄庁の協力を得て収集し、そのうちの事業活動計算書(平成25年度決算)から、集計・分析を行った。

2. 会計監査人の設置義務法人の範囲

○社会保障審議会福祉部会報告書(平成27年2月12日)において、収益(事業活動計算書におけるサービス活動収益)が10億円以上の法人又は負債(貸借対照表における負債)が20億円以上の法人とすることが適当とされたところである。

○会計監査人の選任に当たっては、予備調査を含め、一定の期間が必要であることから、監査を受ける社会福祉法人における態勢整備が必要であるとともに、監査を実施する公認会計士等においても、一定の準備が必要である。

○会計監査人の導入は、今回の改革の柱の一つであり、しっかりとした監査体制が構築され、社会福祉法人に対する信頼を向上させていく必要があることから、十分な準備期間が必要であるが、改正法案の提出から成立まで1年が経過し、施行までの準備期間が1年不足という状況となっている。

○このような状況を踏まえると、今般導入することとした、会計監査人制度を社会福祉法人に安定的に根付かせ、将来的に、より多くの社会福祉法人に対して適用していくためには、導入時に円滑に施行することが重要である。

○このため、会計監査人制度については、段階的に導入することとしてはどうか。

2016.5.17 社会福祉法人の財務規律の向上に係る検討会(第2回):会計監査等

- ▶ 社会福祉法人の会計監査について、第1回(4月26日)の検討を踏まえ、①会計監査人候補者の選び方、②会計監査人の実施範囲(証明範囲の設定)について方向性(案)をもとに確認した。
- ▶ また、会計監査の実施内容(重点監査項目の設定)と会計監査人非設置法人に対する専門家の活用方法について議論した。
- ▶ 会計監査の実施内容(重点監査項目の設定)について、会計監査における法人の内部統制の確認事項を検討した。法人の内部統制については、①事業(社会福祉、公益、収益事業)にかかる内部統制、②法人全般にかかる内部統制の2つの観点が示されている。①については、社会福祉法人における公益性・非営利性の高い事業の特性等を踏まえ、会計監査人が特に注力する分野として、「購買」、「資金管理」、「固定資産管理」、「人件費」の各プロセスが示されている。
- ▶ 会計監査人非設置法人に対する専門家の活用方法について、瀬上構成員(日本税理士会連合会専務理事、第2回より参画)からの説明等をもとに、財務会計に関する事務処理体制や内部統制の向上に必要となる支援等について議論した。

- ▶ なお、次回検討会は非公開で除対象財産の算定ルール及び算定等について検討予定である。

≪第1回検討会の議論を踏まえた方向性(案):抜粋≫

1. 会計監査人候補者の選び方

- 社会福祉法人の契約行為における透明性を踏まえると、選定委員会などによる選定が望ましいものの、施行までの準備期間を考慮し、理事会決議などの弾力的な運用も可能とする。
- その際、複数の会計監査人候補者から提案書・見積書等を入手し、法人において選定基準を作成し、比較検討のうえ、選定することとする。
- なお、選定基準の例や選定方法については、法人に対して丁寧に周知していく。

2. 会計監査の実施範囲(証明範囲の設定)

- 今般の会計監査人制度の導入は、法人全体の経営組織のガバナンスの強化、財務規律の強化を図ることが目的であり、法人単位の計算書類等について会計監査人監査により適正性が担保されれば、その目的の達成は可能である。したがって、会計監査人による監査証明の対象となる計算書類及び附属明細書の範囲については、法人単位の計算書類及びそれに対応する附属明細書の各項目とすることが適当である。
- この際、法人単位の計算書類とその附属明細書は拠点区分の積み上げであることから、必要に応じて、拠点区分別の計算書類及びそれらの附属明細書についても確認の対象となる。

➤ 2016.5.11 自民党 厚生労働部会 社会福祉法人改革プロジェクトチーム

- ▶ 自由民主党 厚生労働部会 社会福祉法人改革プロジェクトチーム(橋本 岳座長)が開催され、改正社会福祉法の施行に向けた検討課題についての関係団体ヒアリング等をもとに議論した。
- ▶ 改正社会福祉法に係る検討課題である評議員会の員数に係る経過措置、会計監査人設置法人の基準等について関係団体から意見が述べられた。
- ▶ 評議員会の員数に関する経過措置については、小規模法人への配慮や評議員会未設置法人が円滑に評議員を選任できるよう評議員となることのできる者の検討が必要であることなどの意見があった。
- ▶ 会計監査人設置法人の基準等については、社会福祉法人の公益性や非営利性に着目した必要かつ適切なものとするべきこと、設置の事業規模については公益法人制度と違う条件設定であり負担(費用、事務量)のあり方を含め検討すべきこと、また段階的に事業規模に係る基準を引き上げるべき等との意見があった。
- ▶ 社会福祉充実残額の算定については、法人の自主性の尊重や事業経営の実態を適切に反映すべきこと、また、措置施設や災害時の対応への配慮が必要であることなどの意見が述べられた。

➤ 2016.4.8 成年後見制度の利用促進法:衆議院可決・成立

- ▶ 成年後見制度の利用の促進に関する法律が、衆議院で可決・成立した。
- ▶ 本法は、認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資すること及び成年後見制度がこれらの者を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことに鑑み制定されたものである。
- ▶ 成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進委員会を設置すること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計

画的に推進することを目的としている。

- ▶ 4月6日には成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律が参議院で可決・成立した。本法により、成年後見人による郵便物等の管理や死亡後の成年後見人の権限が拡大される。

* 社会保障審議会福祉部会

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho.html?tid=126700>

* 社会福祉法人の財務規律の向上に係る検討会

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syakai.html?tid=350348>

* 成年後見制度の利用の促進に関する法律

http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/g19001020.htm

* 成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律

http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/g19001021.htm

* 経営情報の公開、「社会福祉法人の認可について」の一部改正について（平成26年5月29日・厚生労働省通知）への対応

全国社会福祉法人経営者協議会HP

<http://www.keieikyo.gr.jp/>

- ・「社会福祉法人の認可について」の一部改正への対応

<http://www.keieikyo.gr.jp/kaisei.html>

6. 高齢者

《直近の動向》

- | | |
|-------------|---|
| ➤ 2016.6.15 | 社会保障審議会介護給付費分科会(第130回):平成28年度調査 |
| ▶ | 平成28年度介護従事者処遇状況等調査の実施等について協議した。 |
| ➤ 2016.6.8 | 社会保障審議会介護給付費分科会介護事業経営調査委員会(第20回):平成28年度調査 |
| ▶ | 平成28年度介護従事者処遇状況等調査の実施等について、また、消費税負担に関する係団体ヒアリングおける主な意見をもとに協議した。 |
| ▶ | 平成28年度介護従事者処遇状況等調査については平成28年10月から実施し社会保障審議会介護給付費分科会介護事業経営調査委員会における調査結果の公表は、平成29年3月を予定している。 |
| ▶ | 調査対象、抽出方法等は平成27年度と同様とされ、平成28年度調査においては、介護職員処遇改善加算(Ⅰ)の取得が困難な理由及び介護職員処遇改善加算を取得しない理由について、さらに具体的な事情を把握するための調査項目を設けるとされている。その他の調査項目については、調査年度の修正等、形式的な変更を除き、平成27年度調査からの変更は行わない。 |

《消費税負担に関する係団体ヒアリングおける主な意見・抜粋》

◆消費税10%への引上げ時の対応に関する意見:介護報酬による対応について (意見)

- 予定されている10%への引上げに当たっても、前回の8%への引上げ時と同様に、介護報酬において、基本単位の上乗せと加算部分の上乗せという前回同様の対応策を講じていただきたい。
 - 前回と同様に、介護報酬に占める仕入れ物件費分の介護報酬の引上げをお願いしたい。
 - 人件費は消費税非課税であるが、現行の社会福祉法人会計基準では派遣職員支出も人件費の中に含まれているため、今後調査を行う際には人件費の中に項目を設定してもらいたい。
 - 従来型介護老人福祉施設とユニット型介護老人福祉施設について、それぞれ費用構造を算出して、これに基づいた報酬改定を行うべき。
 - 前回、類似サービスの数値を援用した推計を行っている定期巡回サービスや看護小規模多機能型居宅介護などについては、経営概況調査の十分な有効回答数の確保に努めるとともに、前回調査との慎重な比較検証に基づいた対応を検討されたい。
 - 前回引上げ時において、通常の特設施設と地域密着型特設施設、特設施設の短期利用について、それぞれ若干異なる報酬単価となったが、制度の簡素化の観点から同一単価としてもらいたい。
 - 加算については、上乗せ分が1単位未満のものについて考慮されなかったもので、今回は5%から10%に5%上がることを前提とした加算の見直しを行って頂きたい。
- ※事務局注:課税費用の割合が小さい加算や、もとの単位数の設定が小さく上乗せ分が1単位に満たないものなど、個別に上乗せ分を算出して対応することが困難な加算については、基本単位数への上乗せに際し、これらの加算に係る消費税相当分も含めて上乗せ対応を行っているところ。

- | | |
|------------|---------------------------------------|
| ➤ 2016.6.3 | 社会保障審議会介護保険部会(第59回):介護人材の確保等 |
| ▶ | 介護人材の確保(生産性向上・業務効率化等)、その他の課題について議論した。 |

《論点》

1. 介護人材の確保(生産性向上・業務効率化等)

- 介護における生産性の向上や業務効率化の必要性について、どのように考えるか。
- ロボットやセンサー等の新しい技術を利用者に対するサービスの向上や労働環境の改善に繋げるために、どのような取組が考えられるか。
- 介護記録のICT化による業務効率化が期待されるが、個々の事業者レベルでICTの活用促進をするためには、どのような方策が考えられるか。
- ICTによって業務の効率化を進めるに当たり、適切な制度運用に必要とされる文書を精査するうえで、自治体が求める書類のあり方について業務効率化の観点や地方分権の観点等も踏まえ、どのように考えるか。
- 介護人材の類型化・機能分化によって、介護職の専門性を活かす取組を踏まえて、介護サービスの内容や施設・事業所のあり方について、どのように考えるか。
- 介護人材の専門性や能力の向上の観点から、施設・事業所における介護職員の業務管理や研修・技術指導など人材育成のあり方について、どのように考えるか。その際、事業者における介護業務の手順を明確にすることについて、どのように考えるか。
- 上記の他、処遇改善を含め、介護人材の確保策についてどのような方策が考えられるか。

2. 保険者の業務簡素化(要介護認定等)

- 保険者等から要介護認定事務(認定調査、認定審査、主治医意見書等)が負担となっているという声があるが、要介護認定事務の業務簡素化・効率化についてどう考えるか。
- 介護保険制度創設以来、要介護認定の有効期間の順次見直しを行ってきたが、さらなる見直しの必要性についてどう考えるか。
- その他、要介護認定事務の業務簡素化・効率化のためにどのような方法が考えられるか。

3. 介護保険適用除外施設における住所地特例の見直しについて

- 介護保険適用除外施設から退所して、介護保険施設等に入所した場合について、介護保険適用除外施設の所在市町村の給付費が過度に重くならないよう、保険者の定め方を見直すべきではないか。
- その際、地域保険の原則に対する特例を拡大することとなるため、全ての介護保険適用除外施設を対象とするのではなく、特例の見直しの対象とする必要性が高い施設類型に限定すべきではないか。
- 具体的には、以下のような観点に着目して見直しの必要性を検討してはどうか。
 - ①既に障害者福祉制度や生活保護制度における居住地特例等で介護保険適用除外施設入所前自治体が支援する仕組みがあり、その入所に係る費用等は、適用除外施設入所前市町村(※)が負担している。
※生活保護制度においては、市、社会福祉事務所を設置する町村、又は都道府県が保護費等を負担している。
 - ②当該施設からの退所者のうち、介護保険施設等に移る者の割合が高い。又は、今後そうなることが予想される。
 - ③自治体や施設から具体的な見直しの要望が出ている。

4. 介護保険総合データベースの活用について

- 今後、介護DBを利用し、要介護認定率や一人当たり介護給付費の地域差について、高齢化の程度、介護予防活動の状況、サービスの利用動向や事業所の状況等を含め、適切に分析していくために

は、全ての保険者から漏れなくデータを収集する必要がある。そのためには、どのような取組が考えられるか。

○今後、医療・介護の政策を総合的に進める観点から、医療と介護のデータを連結し分析していくことが必要であるが、どのように進めていくべきか。

○介護の質の向上や研究開発促進等のため、介護DBを国や保険者以外が活用することについて、どのように考えるか。

* 社会保障審議会介護給付費分科会

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho.html?tid=126698>

* 社会保障審議会介護保険部会

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho.html?tid=126734>

7. 障害者

《直近の動向》

➤ 2016.5.27 これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会

- ▶ 厚生労働省は、改正精神保健福祉法の附則における施行後3年(平成29年4月)の検討・措置規定とともに、「長期入院精神障害者の地域移行に向けた具体的方策の今後の方向性」(平成26年7月、以下「方向性」)を踏まえた精神科医療の在り方の更なる検討を行うため検討会を設置・開催した。
- ▶ 検討事項としては、改正精神保健福祉法の附則に盛り込まれている、医療保護入院における移送及び入院の手続の在り方、医療保護入院者の退院による地域における生活への移行を促進するための措置のあり方と精神科病院に係る入院中の処遇等とともに、「方向性」を踏まえた精神科医療のあり方を含め、精神保健医療福祉のあり方が掲げられている。
- ▶ 今後、検討会のもとに、①医療保護入院等のあり方分科会、②新たな地域精神保健医療体制のあり方分科会を設置して議論を進め、分科会における議論の整理を経て、平成28年夏頃を目処に意見のとりまとめを行う予定である。
- ▶ 3月11日に医療保護入院等のあり方分科会(第1回)、3月29日に新たな地域精神保健医療体制のあり方分科会(第1回)が開催され、各分科会の検討事項及び検討課題の現状等を確認した。
- ▶ 4月22日、新たな地域精神保健医療体制のあり方分科会(第2回)では、有識者からのヒアリングが実施された。
- ▶ 4月28日、医療保護入院等のあり方分科会(第2回)では、入院中の処遇・退院等に関する精神障害者の意思決定及び意思の表明の支援等について議論した。
- ▶ 新たな地域精神保健医療体制のあり方分科会(第3回)では、関係団体のヒアリングを実施した。

➤ 2016.5.25 障害者総合支援法等の改正法：参議院可決・成立

- ▶ 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が参議院で可決・成立した。なお、衆参両院での可決にあたり、衆議院厚生労働委員会及び参議院厚生労働委員会による附帯決議が付されている。
- ▶ 本法は、障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うものである。

《概要》

1. 障害者の望む地域生活の支援

- (1) 施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービスを新設する(自立生活援助)
- (2) 就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービスを新設する(就労定着支援)
- (3) 重度訪問介護について、医療機関への入院時も一定の支援を可能とする
- (4) 65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用してきた低所得の高齢障害者が引き続き障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合に、障害者の所得の状況

や障害の程度等の事情を勘案し、当該介護保険サービスの利用者負担を障害福祉制度により軽減(償還)できる仕組みを設ける

2. 障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応

- (1) 重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスを新設する
- (2) 保育所等の障害児に発達支援を提供する保育所等訪問支援について、乳児院・児童養護施設の障害児に対象を拡大する
- (3) 医療的ケアを要する障害児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めるものとする
- (4) 障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体において障害児福祉計画を策定するものとする

3. サービスの質の確保・向上に向けた環境整備

- (1) 補装具費について、成長に伴い短期間で取り替える必要のある障害児の場合等に貸与の活用も可能とする
- (2) 都道府県がサービス事業所の事業内容等の情報を公表する制度を設けるとともに、自治体の事務の効率化を図るため、所要の規定を整備する

【施行期日】 平成 30 年 4 月 1 日(2. (3)については公布の日)

《衆議院厚生労働委員会 附帯決議》

- 1 障害者の介護保険サービス利用に伴う利用者負担の軽減措置については、その施行状況を踏まえつつ、その在り方について必要な見直しを検討すること。また、軽減措置の実施に当たっては、一時払いへの対応が困難な低所得者への配慮措置を検討すること。
- 2 障害福祉制度と介護保険制度の趣旨を尊重し、障害者が高齢になってもニーズに即した必要なサービスを円滑に受けられることが重要との観点から、介護保険優先原則の在り方については、障害者の介護保険サービス利用の実態を踏まえつつ、引き続き検討を行うこと。
- 3 入院中における医療機関での重度訪問介護については、制度の施行状況を踏まえ、個々の障害者の支援のニーズにも配慮しつつ、その利用の在り方について検討すること。また、障害者が入院中に安心して適切な医療を受けることができるよう、看護補助者の配置の充実等、病院におけるケアの充実に向けた方策を検討すること。
- 4 自立生活援助については、親元等からの一人暮らしを含む、一人暮らしを希望する障害者が個別の必要性に応じて利用できるようにするとともに、関係機関との緊密な連携の下、他の支援策とのつながりなど個々の障害者の特性に応じた適時適切な支援が行われるような仕組みとすること。
- 5 障害者が自立した生活を実現することができるよう、就労移行支援や就労継続支援について、一般就労への移行促進や工賃・賃金の引上げに向けた取組をより一層促進すること。また、就労定着支援の実施に当たっては、労働施策との連携を十分に図るとともに、事業所や家族との連絡調整等を緊密に行いつつ、個々の障害者の実態に即した適切な支援が実施されるよう指導を徹底すること。
- 6 通勤・通学を含む移動支援については、障害者等の社会参加の促進や地域での自立した生活を支える上で重要であるとの認識の下、教育施策や労働施策との連携を進めるとともに、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行状況等を勘案しつつ、モデル事業を実施するなど利用者のニーズに応じたきめ細かな支援の充実策を検討し、必要な措置を講ずること。
- 7 障害支援区分の認定を含めた支給決定については、支援を必要とする障害者本人の意向を尊重することが重要との観点から、利用者の意向や状況等をより適切に反映するための支給決定の在り方について、引き続き検

討を行い、必要な措置を講ずること。あわせて、障害支援区分の課題を把握した上で必要な改善策を早急に講ずること。

- 8 障害者の意思決定の選択に必要な情報へのアクセスや選択内容の伝達が適切になされるよう、意思決定に必要な支援の在り方について、引き続き検討を行い、必要な措置を講ずること。また、「親亡き後」への備えを含め、成年後見制度の適切な利用を促進するための取組を推進すること。
- 9 精神障害者の地域移行や地域定着の推進に向けて、医療保護入院の在り方、地域移行を促進するための措置の在り方、退院等に関する精神障害者の意思決定、意思表示支援の在り方等について早急に検討を行い、必要な措置を講ずること。また、相談支援、アウトリーチ支援、ピアサポートの活用等の取組をより一層推進すること。
- 10「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の対象疾病については、指定難病に関する検討状況を踏まえつつ、障害福祉サービスを真に必要な者が十分なサービスを受けることができるよう、引き続き、必要な見直しを検討すること。

《参議院厚生労働委員会 附帯決議》

- 1 障害者の介護保険サービス利用に伴う利用者負担の軽減措置については、その施行状況を踏まえつつ、障害者が制度の谷間に落ちないために、その在り方について必要な見直しを検討するとともに、軽減措置の実施に当たっては、一時払いへの対応が困難な低所得者への配慮措置を講ずること。また、障害福祉制度と介護保険制度の趣旨を尊重し、障害者が高齢になってもニーズに即した必要なサービスを円滑に受けられることが重要との観点から、介護保険優先原則の在り方については、障害者の介護保険サービス利用の実態を踏まえつつ、引き続き検討すること。
- 2 入院中における医療機関での重度訪問介護については、制度の施行状況を踏まえ、個々の障害者の支援のニーズにも配慮しつつ、対象者の拡大等も含め、その利用の在り方について検討すること。また、障害者が入院中に安心して適切な医療を受けることができるよう、看護補助者の配置の充実等、病院におけるケアの充実に向けた方策を検討すること。
- 3 自立生活援助については、親元等からの一人暮らしを含む、一人暮らしを希望する障害者が個別の必要性に応じて利用できるようにするとともに、関係機関との緊密な連携の下、他の支援策とのつながりなど個々の障害者の特性に応じた適時適切な支援が行われるような仕組みとすること。また、既に一人暮らしをしている障害者も対象にすることを検討すること。
- 4 障害者が自立した生活を実現することができるよう、就労移行支援や就労継続支援について、適切なジョブマッチングを図るための仕組みを講じ、一般就労への移行促進、退職から再就職に向けた支援、工賃及び賃金の引上げに向けた取組をより一層推進すること。また、就労定着支援の実施に当たっては、労働施策との連携を十分に図るとともに、事業所や家族との連絡調整等を緊密に行い、個々の障害者の実態に即した適切な支援が実施されるよう指導を徹底すること。
- 5 障害者の雇用継続・職場定着において、関係機関を利用したり、協力を求めたりしたことのある事業所の割合を高めるよう、事業所を含めた関係機関同士の連携をより図るための施策について、障害者を中心とした視点から検討を加えること。
- 6 障害者が事業所において欠くべからざる存在となることが期待されており、そのために重要な役割を担っているジョブコーチや障害者職業生活相談員の質の向上が求められることから、より専門性の高い人材の養成・研修について検討すること。
- 7 障害者が持つ障害の程度は個人によって異なるため、就労を支援する上では主治医や産業医等の産業保健スタッフの役割が重要であることに鑑み、障害者の主治医及び産業保健スタッフに対する障害者雇用に関する研修について必要な検討を行うこと。

- 8 通勤・通学を含む移動支援については、障害者等の社会参加の促進や地域での自立した生活を支える上で重要であるとの認識の下、教育施策や労働施策と連携するとともに、個別給付化を含め検討すること。あわせて、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行状況等を勘案しつつ、モデル事業を実施するなど利用者のニーズに応じたきめ細かな支援の充実策を検討し、必要な措置を講ずること。
- 9 障害支援区分の認定を含めた支給決定については、支援を必要とする障害者本人の意向を尊重することが重要との観点から、利用者の意向や状況等をより適切に反映するための支給決定の在り方について、引き続き検討を行い、必要な措置を講ずること。あわせて、障害支援区分の課題を把握した上で必要な改善策を早急に講ずること。
- 10 障害者の意思決定の選択に必要な情報へのアクセスや選択内容の伝達が適切になされるよう、意思決定に必要な支援の在り方について、引き続き検討し、必要な措置を講ずること。また、「親亡き後」への備えを含め、成年後見制度の適切な利用を促進するための取組を推進すること。
- 11 精神障害者の地域移行や地域定着の推進に向けて、医療保護入院の在り方、地域移行を促進するための措置の在り方、退院等に関する精神障害者の意思決定、意思表示支援の在り方等について早急に検討し、必要な措置を講ずること。また、相談支援、アウトリーチ支援、ピアサポートの活用等の取組をより一層推進すること。
- 12 障害児福祉計画の策定に当たっては、保育所、幼稚園等における障害児の受入れ状況や障害福祉計画との整合性に留意しつつ十分な量を確保するとともに、質の向上も含めた総合的な支援が計画的に行われるよう配慮すること。
- 13 障害者等の家族を支援するため、専門家等による相談・助言体制の拡充及びレスパイトケア等の支援策の充実を図ること。また、障害児のきょうだい等が孤立することのないよう、心のケアも含めた支援策の充実を図ること。
- 14 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の対象疾病については、医学や医療の進歩、指定難病に関する検討状況等を踏まえ、更なる拡充を図るなど、障害福祉サービスを必要とする者が十分なサービスを受けることができるよう、引き続き、必要な措置を講ずること。
- 15 平成三十年度に予定されている障害福祉サービス等報酬改定に当たっては、安定財源を確保しつつ障害福祉従事者の賃金を含めた処遇改善、キャリアパスの確立、労働環境改善、人材の参入及び定着、専門性向上等による人材の質の確保等に十分に配慮して検討すること。
- 16 災害発生時において障害者等が安全にかつ安心して避難することができるよう、個々の障害の特性に対応した福祉避難所の拡充及び専門的知識を有する人材の確保、養成を図ること。また、福祉避難所が十分に機能するよう、福祉避難所の周知に努めるとともに、日常からの避難訓練の実施、避難することが困難な障害者等の把握及びその支援方法等について早急に検討すること。さらに、障害者が一般避難所を利用できるよう施設の整備等に努めるとともに、災害で入院した重度障害者等へのヘルパーの付添い、災害時に閉所を余儀なくされた障害福祉事業所に対する支援などの緊急措置を、関係法令にあらかじめ明記することを検討すること。
- 17 施行後三年の見直しの議論に当たっては、障害者の権利に関する条約の理念に基づき、障害種別を踏まえた当事者の参画を十分に確保すること。また、同条約に基づき、障害者が障害のない者と平等に地域社会で生活する権利を有することを前提としつつ、社会的入院等を解消し、地域移行を促進するためのプログラムを策定し、その計画的な推進のための施策を講ずること。

➤ 2016.5.25 発達障害者支援法の改正法：参議院可決・成立

- ▶ 発達障害者支援法の一部を改正する法律が参議院で可決・成立した。
- ▶ 本法律は、障害者をめぐる国内外の動向、発達障害者支援法の施行の状況等に鑑み、発達障害者の支援の一層の充実を図るため、所要の措置を講じようとするものである。

≪概要≫

1. 法律の目的に、切れ目なく発達障害者の支援を行うことが特に重要であることに鑑み、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、全ての国民が共生する社会の実現に資することを規定する。
2. 「発達障害者」の定義を、発達障害がある者であって発達障害及び社会的障壁により日常生活又は社会生活に制限を受けるものとする。また、「社会的障壁」の定義を、発達障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものとする。
3. 発達障害者の支援は、全ての発達障害者が社会参加の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと等を旨として行われなければならない。
4. 国及び地方公共団体は、発達障害者及び関係者からの各種の相談に総合的に応ずることができるようにするため、関係機関及び民間団体相互の有機的連携の下に必要な相談体制の整備を行うものとする。
5. 市町村は、児童に発達障害の疑いがある場合には、当該児童の保護者に対し、継続的な相談、情報の提供及び助言を行うよう努めるものとする。
6. 国及び地方公共団体は可能な限り発達障害児が発達障害児でない児童と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、個別の教育支援計画等の作成の推進等の支援体制の整備その他必要な措置を講じるものとする。
7. 国及び都道府県は、発達障害者が就労することができるようにするため、個々の特性に応じた適切な就労の機会の確保、就労の定着のための支援その他の必要な支援に努めなければならない。
8. 事業主は、発達障害者の雇用に関し、能力を正當に評価し、適切な雇用の機会を確保するとともに、個々の特性に応じた適正な雇用管理を行うことにより雇用の安定を図るよう努めなければならない。
9. 国及び地方公共団体は、発達障害者が司法手続において権利を円滑に行使できるようにするため、個々の特性に応じた意思疎通の手段の確保のための配慮その他の適切な配慮をするものとする。
10. 都道府県は、発達障害者の支援の体制の整備を図るため、発達障害者及び関係者等により構成される発達障害者支援地域協議会を置くことができる。
11. この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

* これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syougai.html?tid=321418>

* 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/soumu/houritu/190.html>

* 発達障害者支援法の一部を改正する法律案

<http://www.sangiin.go.jp/japanese/johol/kousei/gian/190/meisai/m19005190036.htm>

8. 子ども・家庭福祉

《直近の動向》

➤ 2016.5.31 社会保障審議会児童部会保育専門委員会(第7回):中間まとめ骨子

- ▶ 厚生労働省は、保育所保育指針の改定に向けて、社会保障審議会児童部会に保育専門委員会を設置した(第1回会議は、平成27年12月4日開催)。
- ▶ 平成20年に改定された保育所保育指針について、改定時から現在に至るまでの社会情勢の変化(子ども・子育て支援新制度の施行、保育所利用児童数の増加、保護者支援の重要性の高まり等)や文部科学省における幼稚園教育要領の構造的な見直しに向けた検討等を踏まえ検討を進める。今後、月1回程度開催することとし、検討期間は概ね1年程度が予定されている。
- ▶ 第7回会議では中間まとめ(骨子)をもとに議論した。
- ▶ 中間まとめをもとに、今後、更に内容の充実が必要な点などについて検討を進め、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領の検討の状況も踏まえつつ、本年末を目途に、最終的な報告をとりまとめる予定である。

《中間まとめ骨子(たたき台)・概要》

序 保育をめぐる近年の状況

- 子育て家庭を取り巻く環境の変化によって、就労の有無や状況にかかわらず、子育ての負担や不安、孤立感が高まっている。こうした状況の中、児童虐待の発生も後を絶たず、非常に大きな社会的な問題になってきている。
- 保育所利用児童数は、1、2歳児を中心に大きく増加している。0歳から2歳までの子どもたちについては、小規模保育等の地域型保育事業が新しく制度として設けられており、これらの地域型保育事業については、保育所保育指針に準じて事業、保育を行うこととされていることから、そういった多様な保育についても視野に入れた議論を行う必要がある。

1 保育所保育指針の改定の方向性

(1)乳児・3歳未満児の保育に関する記載の充実

乳児・1歳以上3歳未満児の保育の重要性、基本的信頼感の形成、学びの芽生え、保育の内容の記載の在り方、考えられる具体的な保育の内容の例

(2)保育所における幼児教育の積極的な位置づけ

幼児教育の一翼としての保育所保育、教育内容についての記載の在り方、教育的活動の意識的な設定、保護者との子どもの姿や学び共有、卒園児の学習の接続への配慮

(3)子どもの育ちをめぐる環境の変化を踏まえた健康及び安全の記載の見直し

健康支援、食育等の記載充実、安全な保育環境の確保、配慮を必要とする子どもへの対応

(4)保護者・家庭と連携した子育て支援の必要性

今求められている子育て支援、保護者と連携した「子どもの育ち」への支援、多様な保育の充実、虐待対策、地域における子育て支援事業の連携

(5)職員の資質・専門性の向上

専門性の向上と新たな課題への対応、職場における研修機会の確保、キャリアパスを見据えた保育士の研修機会の充実・体系化

2 改定の方向性を踏まえた構成の見直し

(1)見直しの方向性

- 前回行った大綱化の方針は維持しつつ、必要な章立ての見直し等を行うことが適当。
- 保育所保育指針には、保育の内容に関する事項と保育の内容を支える運営に関する事項の記載があり、幼保連携型認定こども園教育・保育要領や幼稚園教育要領との整合性を図る上で検討課題。

(2)具体的な章構成

3 その他の課題

(1)子ども・子育て支援新制度の下での小規模保育等への対応

記述の留意点、小規模保育等との連携

(2)周知に向けた取組

- 改定にあわせ、わかりやすい保育所保育指針解説書を作成 等

(3)保育の質の向上に向けて

- 乳幼児の保育の重要性と共に、保育所が果たす社会的な役割の高まり。
- 今回改定される保育所保育指針が一層の保育の質の向上の契機。
- 保育所はもちろん、保育士を目指す方々にも保育所保育指針が理解され、子どもの健全な育成へとつながる取組が重要。

《議論の経過》

- 第2回(1月7日)…乳児保育、3歳未満児の保育について
- 第3回(2月16日)…健康及び安全等について
- 第4回(3月29日)…保護者支援、職員の資質の向上についての協議とともに、関係団体のヒアリングを実施
- 第5回(4月27日)…3歳以上児の保育、全体の構成、総則について
- 第6回(5月10日)…関係団体ヒアリングとともに、中間まとめの構成(案)

《検討課題(例):第1回検討会の資料より抜粋》

- 子ども・子育て支援新制度の施行等に伴う、保育をめぐる環境の変化(利用児童数の増加、小規模保育等の多様な保育機会の充実等)を踏まえ、全般的にどのような見直しを行うか。
- 乳児保育、3歳未満児保育に関して、この時期の発達の特性を踏まえつつ、どのように内容を充実するか。
- 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を踏まえた保育の在り方の検討と、目標に向けた保育課程、指導計画、自己評価をどのように確立するか。
- 養護、健康及び安全に関して、どのように記載を整理し、内容を充実するか。

○虐待防止に関する内容を含め、保護者支援に関する内容をどのように充実するか。

➤ 2016.5.27 児童福祉法等の改正法：参議院可決・成立

- ▶ 「児童福祉法等の一部を改正する法律」が参議院で可決・成立した。
- ▶ 本法は、全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、母子健康包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の所要の措置を講ずるものである。

≪概要≫

1. 児童福祉法の理念の明確化等

- (1) 児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障されること等を明確化する。
- (2) 国・地方公共団体は、保護者を支援するとともに、家庭と同様の環境における児童の養育を推進するものとする。
- (3) 国・都道府県・市町村それぞれの役割・責務を明確化する。
- (4) 親権者は、児童のしつけに際して、監護・教育に必要な範囲を超えて児童を懲戒してはならない旨を明記。

2. 児童虐待の発生予防

- (1) 市町村は、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行う母子健康包括支援センターの設置に努めるものとする。
- (2) 支援を要する妊婦等を把握した医療機関や学校等は、その旨を市町村に情報提供するよう努めるものとする。
- (3) 国・地方公共団体は、母子保健施策が児童虐待の発生予防・早期発見に資することに留意すべきことを明確化する。

3. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

- (1) 市町村は、児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備に努めるものとする。
- (2) 市町村が設置する要保護児童対策地域協議会の調整機関について、専門職を配置するものとする。
- (3) 政令で定める特別区は、児童相談所を設置するものとする。
- (4) 都道府県は、児童相談所に①児童心理司、②医師又は保健師、③指導・教育担当の児童福祉司を置くとともに、弁護士配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。
- (5) 児童相談所等から求められた場合に、医療機関や学校等は、被虐待児童等に関する資料等を提供できるものとする。

4. 被虐待児童への自立支援

- (1) 親子関係再構築支援について、施設、里親、市町村、児童相談所などの関係機関等が連携して行うべき旨を明確化する。
- (2) 都道府県(児童相談所)の業務として、里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援を位置付ける。
- (3) 養子縁組里親を法定化するとともに、都道府県(児童相談所)の業務として、養子縁組に関する相談・支援を位置付ける。
- (4) 自立援助ホームについて、22歳の年度末までの間にある大学等就学中の者を対象に追加する。

(検討規定等)

- 施行後速やかに、要保護児童の保護措置に係る手続における裁判所の関与の在り方、特別養子縁組制度の利用促進の在り方を検討する。
- 施行後 2 年以内に、児童相談所の業務の在り方、要保護児童の通告の在り方、児童福祉業務の従事者の資質向上の方策を検討する。
- 施行後 5 年を目途として、中核市・特別区が児童相談所を設置できるよう、その設置に係る支援等の必要な措置を講ずる。

【施行期日】平成 29 年 4 月 1 日

(1、2(3)については公布日、2(2)、3(4)(5)、4(1)については平成 28 年 10 月 1 日)

➤ 2016.5.23 保育士養成課程等検討会(第 4 回):福祉系国家資格の科目免除等

- ▶ 地域限定保育士試験における保育実技講習、福祉系国家資格との保育士養成課程等における科目の免除と保育所保育指針改定を踏まえた養成課程の見直しについて協議した。
- ▶ 地域限定保育士試験における保育実技講習については、保育士試験受験者の合格後の保育士としての質を確保しながら、受験者に多様な選択肢を提供する観点から、筆記試験合格者が保育実技講習会の受講を修了した場合に、当該地域限定保育士試験の実技試験を免除できることとすることにより、多様な保育人材の参入を推進するとして、具体的な内容や要件等を確認した。
- ▶ 『「日本再興戦略」改訂 2015』(平成 27 年 6 月)においては、福祉系国家資格所持者や子育て支援員が保育士資格を取得しやすくするための方策(保育士養成課程、保育士試験科目の一部免除等)について速やかに検討するとされていることなどを踏まえ、福祉系国家資格との保育士養成課程等における科目の免除の検討の視点について協議した。
- ▶ 保育所保育指針の改定検討の状況とともに、指針の改定を踏まえた養成課程の見直しについて確認した。

➤ 2016.4.28 「保活」の実態に関する調査結果(中間とりまとめ):公表

- ▶ 厚生労働省は、「保活」の実態に関する調査の結果(中間とりまとめ)を公表した。
- ▶ 本調査は、「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」(平成 28 年 3 月 28 日)に基づき、いわゆる「保活」(子どもを認可保育園等に入れるために保護者が行う活動)の実態を把握するために実施している。
- ▶ 平成 28 年 4 月 11 日から実施し、4 月 17 日までの調査結果について、今般とりまとめたものである。4 月 17 日以降も継続して調査を実施しており、今後、追加で得られた回答なども含め、厚生労働省は改めて結果の詳細をとりまとめ、公表される予定である。

≪調査の概要≫

- 調査の目的…いわゆる「保活」(子どもを認可保育園等に入れるために保護者が行う活動)について実態を把握し、待機児童の解消や今後の保育の施策の検討に活用する。
- 調査実施時期…平成 28 年 4 月 11 日(月)から当面の間
- 調査対象…政令指定都市及び平成 27 年 4 月 1 日現在で待機児童が 50 人以上いる市区町村において、平成 28 年 4 月からの認可保育園等の利用開始に向けて保活を行った保護者の方。
- 調査方法…市区町村等を経由して保活を行った保護者の方(保育施設の利用者等)に周知を行い、厚生労働省ホームページにおいてアンケート調査を実施。
- 有効回答数:1,544 件[平成 28 年 4 月 11 日(月)(調査開始日)~4 月 17 日(日)の回答数]

《結果の概要》

- 「保活」を開始した時期は、出産後6か月未満とした人が 349 人(22.6%)と最も多く、次いで、出産後6か月以降の人が 335 人(21.7%)と多い。
- また、妊娠中・妊娠前に「保活」を開始した人も、それぞれ一定数存在。(妊娠中 238 人(15.4%)、妊娠前 67 人(4.3%))
- 「保活」の対象となった子どもに就学前の兄弟姉妹がいる家庭について、「同じ認可保育園等を利用する」家庭が 238 人(15.4%)と最も多く、次いで「どちらかが認可保育園等を、どちらかがそれ以外の施設を利用」する家庭が 63 人(4.1%)と多かった。
- 「保活」の結果、希望どおりの保育施設を利用できた人は全体の 57.8%(892 人)
- 希望どおりでないが、認可保育園等を利用できた人は 23.7%(366 人)、認可外の保育施設を利用できた人は 11.9%(184 人)で、あわせて 35.6%(550 人)
- 保育施設等を利用できなかった人は全体の4%(61 人)。
※希望どおりの保育施設を利用できた人(892 人)のうち、860 人(96.4%)が認可保育園等を利用
- 「保活」の結果、保育施設を利用することができた人(1,442 人)のうち、85%(1,226 人)は認可保育園等に入所している。
- 希望以外の保育施設を利用することとなった人、保育施設を利用できなかった人は、希望どおりの保育施設を利用できた人に比べて、「保活」に対してより多くの苦労・負担を感じている。
- 「保活」で保護者が苦労や負担を感じた点については、全体では「市役所などに何度も足を運ばなければならなかった」との回答が 590 人と最も多く、「情報の収集方法が分からなかった」も 494 人と2番目に多い。
- 苦労や負担を感じた度合別に見ると、「とても感じた」保護者では、「市役所などに何度も足を運ばなければならなかった(313 人)」、「いったん、認可外保育施設、自治体単独の保育施設などに預ける必要があった(251 人)」との回答が多い。
- 「保活」に対する苦労や負担感を減らすために市区町村において必要な支援については、全体及び苦労や負担を感じた度合別のいずれも、「保活に関する情報をより多く提供する」との回答が最も多い。
- 苦労や負担を「とても感じた」保護者については、「初期の段階から支援をする」との回答が 279 人と2番目に多い。
- 保育施設を利用することができなかった理由として、「申込者数が多く、どこの保育施設もいっぱいだった(45 人)」との回答が特に多い。
- また、場所が希望に合わなかった(16 人)、認可保育園等以外は保育料が高額(12 人)、保育の質に不安がある(10 人)との回答も一定数存在。
- 保育施設を利用できなかった場合の対応として、「育休を延長」との回答が 36.1%(22 人)と最も多い。
- 次いで、「一時預かりやベビーシッターなどを利用」(9.8%/6 人)、「職場復帰をあきらめ、育児に専念」(8.2%/5 人)との回答が多い。

➤ 2016.4.25 児童相談所強化プラン：策定・公表

- ▶ 厚生労働省は、第1回 厚生労働省児童虐待防止対策推進本部において「児童相談所強化プラン」を策定し、公表した。
- ▶ 子どもの貧困対策会議において決定された「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」(愛称：すくすくサポート・プロジェクト、平成 27 年 12 月 21 日)に基づき、平成 28 年度から平成 31 年度までの間、児童福祉司などの専門職の配置の充実や資質の向上を図るなど、児童相談所の体制と専門性について計画的に強化するものである。

- ▶ プランにおいては、(1)専門職の増員、(2)児童福祉司の資質の向上、(3)関係機関との連携強化などであり、専門職の増員目標も示されている。
- ▶ 厚生労働省は、プランを達成するため、関係省庁と連携しつつ、法律・予算・運用全般にわたり必要な取組を強力に進めていくとしている。

➤ 2016.4.18 待機児童解消に向けた緊急対策会議

- ▶ 厚生労働省は、待機児童解消に向けて緊急に対応する施策について、待機児童が100名以上の自治体との意見交換等を行うための会議を開催した。
- ▶ 会議では、①各市区町村における緊急対策メニューの取組、②各施設の整備の状況と今後の見込み、③各市区町村における具体的な待機児童対策の取組、④待機児童の把握・公表のあり方、⑤保育人材の確保に向けた取組、を論点として議論が行われた。

* 児童福祉法等の一部を改正する法律案

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/soumu/houritu/190.html>

* 社会保障審議会児童部会保育専門委員会

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho.html?tid=314168>

* 保育士養成課程等検討会

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-koyou.html?tid=275096>

* 「保活」の実態に関する調査の結果（中間とりまとめ）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000123368.html>

* 児童相談所強化プラン

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000122715.html>

* 待機児童解消に向けた緊急対策会議

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000123019.html>

* 子ども・子育て会議

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/>

9. 生活困窮・生活保護

《直近の動向》

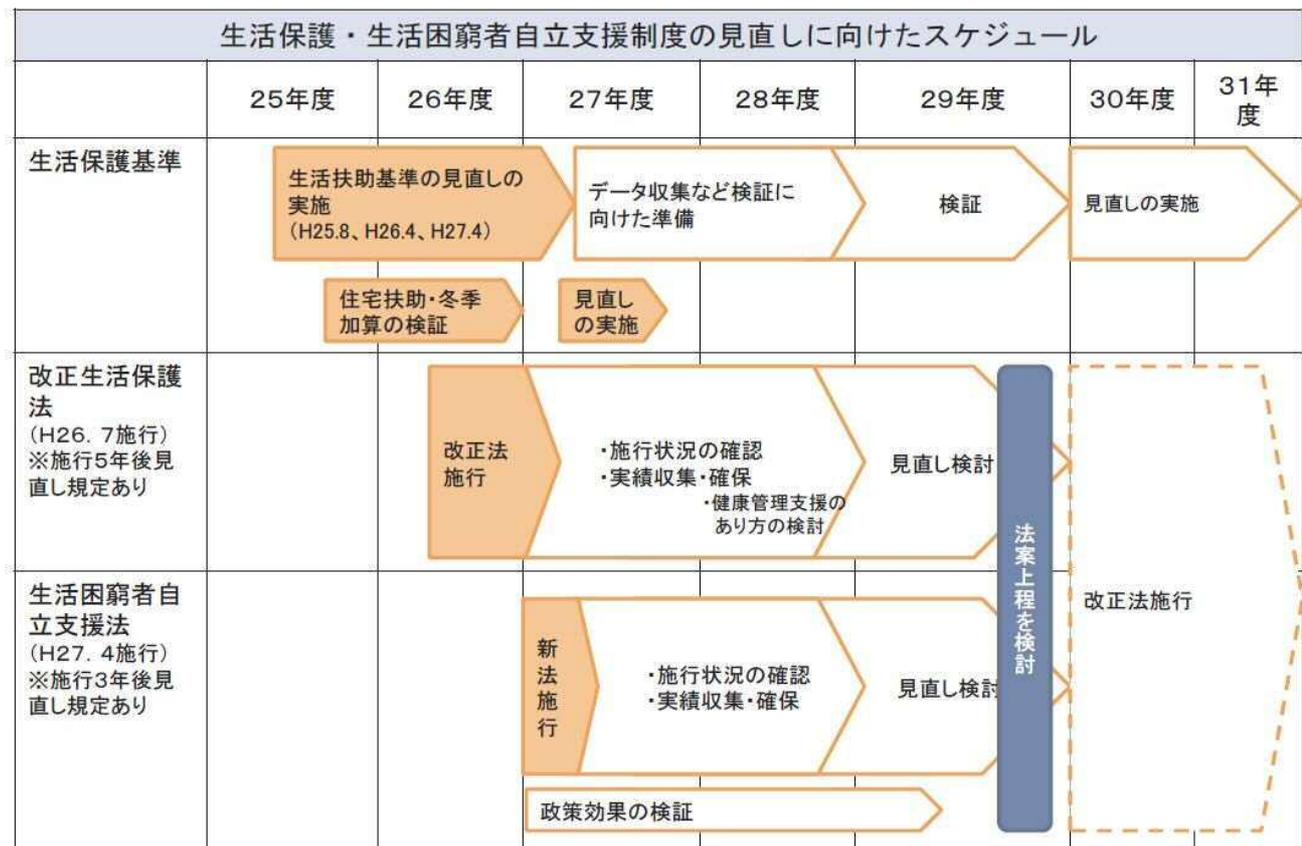
➤ 2016.5.27 社会保障審議会生活保護基準部会(第23回):保護基準の検証等

- ▶ 生活扶助基準の5年に一度の検証(次回:平成29年)に向けた検討を開始した。なお、平成27年の骨太の方針において、平成29年の生活扶助基準の検証に合わせ、制度全般についても見直しの検討をするよう指摘されていることも踏まえた検討が進められる。
- ▶ 生活扶助基準のあり方については、平成29年12月の報告書のとりまとめに向け、平成28年末までに各課題の検証手法について議論し、その後データ分析や消費関連データ等の分析に基づく検証の実施と見直しの方向性が議論される。
- ▶ また、平成30年度に向けて、生活保護法及び生活困窮者自立支援法の改正を平成29年度に検討する予定である。

《平成29年検証における検討課題・案》

- 1 生活扶助基準の水準の検証手法及び今後の検証手法の開発に向けた検討
- 2 子どもの貧困対策も踏まえた有子世帯の扶助・加算の検証
- 3 就労・自立インセンティブの強化を踏まえた勤労控除等の見直し効果の検証
- 4 級地区分の在り方の検討
- 5 その他の扶助・加算における検証に必要なデータの収集・整理及び検証手法の開発に向けた検討
- 6 基準見直しによる影響の検証

(参考) 今後の生活保護基準・制度の見直しについて



➤ 2016.5.25 生活困窮者自立支援制度支援状況調査の結果(平成 28 年 3 月)

▶ 厚生労働省は、全国の支援状況調査の集計結果(平成 28 年 3 月分)を公表した。

(件数、人)

	新規相談受付件数		プラン作成件数		就労支援対象者数		就労者数	増収者数
		人口 10万人 あたり		人口 10万人 あたり		人口 10万人 あたり		
都道府県 (管内市区町村含む)	143,772	14.5	27,748	2.8	17,458	1.8	13,859	5,174
指定都市	54,333	16.6	21,450	6.6	7,087	2.2	4,982	909
中核市	28,306	12.9	6,372	2.9	3,662	1.7	2,624	863
合計	226,411	14.7	55,570	3.6	28,207	1.8	21,465	6,946

※ 各項目の数値は概数であり、今後の整理の結果、異動を生ずることがある。

各月における支援状況

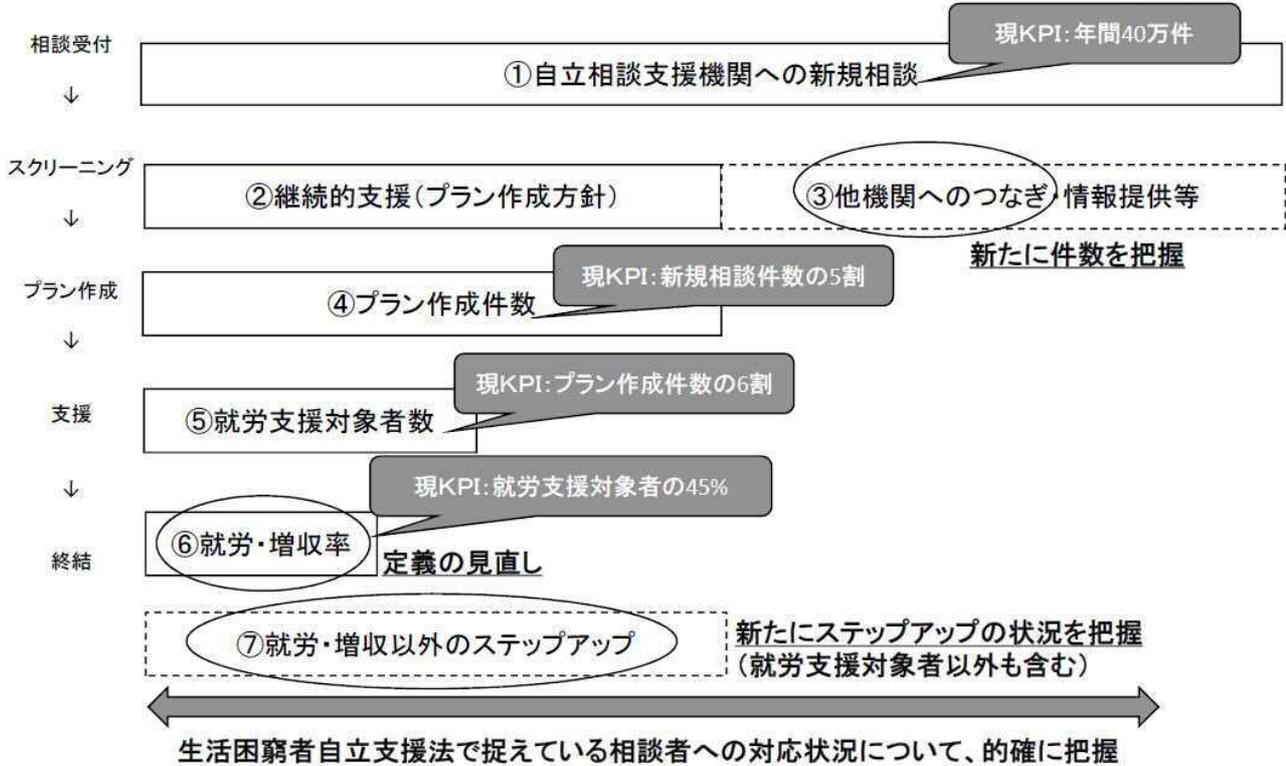
(件数、人)

	新規相談受付件数		プラン作成件数		就労支援対象者数		就労者数	増収者数
		人口 10万人 あたり		人口 10万人 あたり		人口 10万人 あたり		
4月分	23,919	18.6	2,911	2.3	1,842	1.4	1,021	327
5月分	19,701	15.3	3,275	2.5	2,077	1.6	1,364	400
6月分	21,054	16.4	4,431	3.4	2,589	2.0	1,808	554
7月分	20,523	16.0	6,807	5.3	2,473	1.9	1,938	631
8月分	17,995	14.0	4,739	3.7	2,345	1.8	1,754	631
9月分	18,294	14.2	4,574	3.6	2,274	1.8	1,861	598
10月分	18,201	14.2	5,030	3.9	2,610	2.0	2,015	695
11月分	17,048	13.3	4,743	3.7	2,429	1.9	2,026	647
12月分	15,126	11.8	4,504	3.5	2,311	1.8	1,828	630
1月分	17,017	13.2	4,532	3.5	2,291	1.8	1,798	636
2月分	18,006	14.0	4,736	3.7	2,409	1.9	1,919	576
3月分	19,527	15.2	5,288	4.1	2,557	2.0	2,133	621
合計	226,411	14.7	55,570	3.6	28,207	1.8	21,465	6,946

《参考》

生活困窮者自立支援制度における
新たな評価指標の着眼点

平成28年3月3日
平成27年度社会・援護局
関係主管課長会議
資料4 追加配布資料



1

➤ 2016.4.28 ホームレスの実態に関する全国調査(概数調査)結果・公表

- ▶ 厚生労働省は、平成 28 年1月に実施したホームレスの実態に関する全国調査(目視による概数調査)結果をとりまとめ、公表した。
- ▶ 本調査は、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法及びホームレスの自立の支援等に関する基本方針に基づき実施される施策の効果を継続的に把握することを目的とするものである。

《概要》

1. ホームレスが確認された自治体は、328 市区町村(昨年は、342 市区町村)であり、14 市区町村(▲4.1%)減少している。
2. 確認されたホームレス数は、6,235 人(男性 5,821 人、女性 210 人、不明 204 人)であり、昨年と比べて 306 人(▲4.7%)減少している。
3. ホームレス数が最も多かったのは大阪府(1,611 人)である。次いで多かったのは東京都(1,473 人)、神奈川県(1,117 人)である。なお、東京都 23 区及び指定都市で全国のホームレス数の約 4 分の 3 を占めている。
4. ホームレスが確認された場所の割合は、昨年から大きな変化は見られなかった。
(「都市公園」23.1%、「河川」30.0%、「道路」18.5%、「駅舎」4.2%、「その他施設」24.1%)

* 社会保障審議会生活保護基準部会

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho.html?tid=126702>

* 生活困窮者自立支援制度支援状況調査の結果 ※厚生労働省 HP

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000092189.html>

* ホームレスの実態に関する全国調査（概数調査）結果

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000122778.html>

10. 予 算

《直近の動向》

➤ 2016.5.17 平成 28 年度補正予算：参議院可決・成立

- ▶ 平成 28 年熊本地震に関し当面必要となる経費 7,780 億円を追加する平成 28 年度補正予算が参議院で可決・成立した。
- ▶ 住宅の確保や生活再建支援金の支給など被災者支援に要する経費を計上するとともに、『熊本地震復旧等予備費』を創設し、今後、被災者の方々の事業再建、道路・施設等のインフラ復旧や、がれき処理等を迅速に進めていくための十二分の備えを整えるものである。また、28 年度当初予算に計上している予備費等と合わせ、当面の復旧対策に万全を期すとしている。

《概要》

■追加歳出 7,780 億円

1. 災害救助等関係経費 780 億円
 - (1) 災害救助費等負担金 573 億円
 - (2) 被災者生活再建支援金補助金 201 億円
 - (3) 災害弔慰金等負担金等 6 億円
2. 熊本地震復旧等予備費 7,000 億円

■既定経費の減(国債費の減額) ▲7,780 億円

➤ 2016.3.29 平成 28 年度予算：参議院可決・成立

- ▶ 一般会計の総額が、約 96 兆 7,200 億円となる平成 28 年度政府予算が、参議院で可決・成立した。平成 27 年度予算を約 3,800 億円上回り、過去最大となる。
- ▶ 平成 28 年度予算は、経済再生と財政健全化の両立する予算として、一億総活躍社会の実現に向けて、「希望出生率 1.8」、「介護離職ゼロ」に直結する、子育て支援や介護サービス等の充実を図るほか、教育費の負担軽減等を進めるものである。
- ▶ また、持続可能な社会保障制度の確立に向けて、社会保障関係費の伸びを「経済・財政再生計画」の「目安」に沿って抑制する内容となっている。「経済財政運営と改革の基本方針 2015」に掲げられた改革検討項目について、具体的な方向性や検討実施時期を明確にした「改革工程表」(経済・財政再生アクション・プログラム)に沿って改革を着実に実行するとしている。
- ▶ 厚生労働省の一般会計は、30 兆 3,110 億円で、平成 27 年度(29 兆 9146 億円)比で 1.3%増となっている。社会保障の充実・安定化については、消費税引上げによる平成 28 年度の増収分[8.2 兆円]は全て社会保障の充実・安定化に向けるとし、①基礎年金国庫負担割合 2 分の 1[3.1 兆円]、②社会保障の充実[1.35 兆円、うち子ども・子育て支援新制度の実施=5,593 億円、社会的養護の充実=345 億円]、③消費税引上げに伴う社会保障 4 経費の増[0.37 兆円]、④後代への負担つけ回しの軽減[3.4 兆円]に向けられる。

《予算：主な分野》 ※()内は、平成 27 年度予算

1. 安心で質の高い介護サービスの確保

2 兆 8,819 億円(2 兆 7,767 億円)

2. 障害福祉サービスの確保、地域生活支援などの障害児・障害者支援の推進

1兆6,098億円(1兆5,247億円)

※…地域生活支援事業計上分を除く

- ・良質な障害福祉サービスの確保 9,701億円(9,330億円)
- ・障害児の発達を支援するための療育などの確保 1,458億円(1,120億円)
- ・地域生活支援事業の着実な実施【一部新規】464億円(464億円)
- ・障害児・障害者への福祉サービス提供体制の基盤整備 70億円(26億円)
- ・地域移行・地域定着支援などの精神障害者施策の推進 205億円(208億円)※
- ・発達障害児・発達障害者の支援施策の推進 2億円(1.4億円)※
- ・障害者への就労支援の推進 146億円(119億円)※

3. 子ども・子育て支援新制度の実施(一部社会保障の充実)

2兆1,790億円(2兆1,381億円) ※内閣府予算

4. 児童虐待防止対策の強化、社会的養護の推進

1,295億円(1,198億円)

5. 生活困窮者自立支援制度の着実な推進及び生活保護制度の適正実施

2兆9,515億円(2兆9,445億円)

- ・生活困窮者等に対する自立支援【一部新規】400億円(400億円)
- ・生活保護に係る国庫負担 2兆8,711億円(2兆8,635億円)

6. 福祉・介護人材確保対策の推進

106億円(65億円)

《社会保障の充実・安定化》

平成28年度の社会保障の充実・安定化について

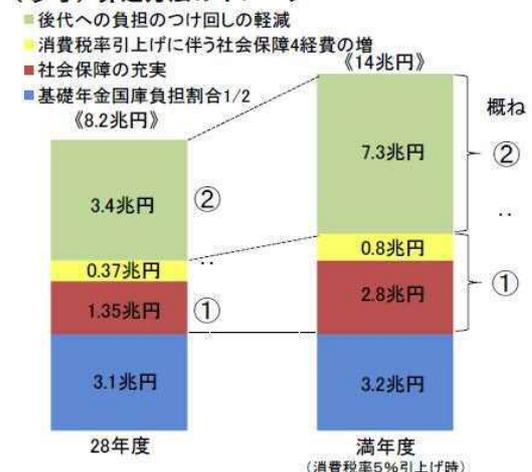
- 消費税率引上げによる増収分は、全て社会保障の充実・安定化に向ける。
- 社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成を目指す観点から、平成28年度の増収額8.2兆円については、
 - ①まず基礎年金国庫負担割合2分の1に3.1兆円を向け、
 - ②残額を満年度時の
 - ・「社会保障の充実」及び「消費税率引上げに伴う社会保障4経費の増」と
 - ・「後代への負担のつけ回しの軽減」
 の比率(概ね1:2)で按分した額をそれぞれに向ける。

〈28年度消費増収分の内訳〉

《増収額計：8.2兆円》

○基礎年金国庫負担割合2分の1 (平成24年度・25年度の基礎年金国庫負担割合2分の1の差額に係る費用を含む)	3.1兆円
○社会保障の充実 ・子ども・子育て支援の充実 ・医療・介護の充実 ・年金制度の改善	1.35兆円
○消費税率引上げに伴う社会保障4経費の増 ・診療報酬、介護報酬、年金、子育て支援等についての物価上昇に伴う増	0.37兆円
○後代への負担のつけ回しの軽減 ・高齢化等に伴う自然増を含む安定財源が確保できていない既存の社会保障費	3.4兆円

(参考) 算定方法のイメージ



《厚生労働省関連》

平成28年度厚生労働省予算案（一般会計）の全体像

(27年度予算額) 29兆9,146億円 → (28年度予算案) 30兆3,110億円 (対27年度増額) (+3,963億円)

一般会計

(単位:億円)

区 分	平成27年度 予 算 額 (A)	平成28年度 予 算 案 (B)	増△減額 (C) (B) - (A)	増△減率 (C) / (A)
一 般 会 計	299,146	303,110	3,963	1.3%
社会保険関係費	294,505	298,631	4,126	1.4%
その他の経費	4,641	4,478	△163	△3.5%

《主要施策の抜粋》

I 女性・若者等の活躍推進～人口減少社会への対応～

1. すべての子どもが健やかに育つための総合的な対策の推進

- 子どもの貧困対策とひとり親家庭対策の推進【一部新規】【1,931億円】
- 児童虐待防止対策の強化、社会的養護の推進【一部新規】(一部社会保障の充実)【1,271億円】
- 安全・安心に妊娠・出産・子育てのできる環境の整備(一部社会保障の充実)【185億円】

2. 「全員参加の社会」の実現加速

(1)女性の活躍推進

※内閣府予算に計上

- 待機児童解消等の推進に向けた取組【一部新規】【965億円】
- 事業所内保育など企業主導の保育所の整備・運営等の推進【835億円※】
- 子ども・子育て支援新制度の実施【一部新規】(一部社会保障の充実)児【2兆1,790億円※】
- 多子世帯・ひとり親世帯等への保育料軽減の強化(幼児教育の段階的無償化等)【新規】【109億円※】
- 女性の活躍推進及び仕事と家庭の両立支援策の推進【一部新規】【165億円】

(2)若者の活躍推進【一部新規】【200億円】

(3)高齢者等の活躍推進

- 生涯現役社会の実現【一部新規】【280億円】
- 高年齢退職予定者キャリア人材バンク事業(仮称)の実施【新規】【2.6億円】
- 起業等による高年齢者等の雇用を創出する企業に対する助成措置の創設【新規】【8.7億円】

(4)障害者等の活躍推進

- 障害者等の社会参加支援の充実・基盤整備【一部新規】【74億円】
- 農福連携などによる障害者の就労促進【一部新規】【109億円】
- 生活困窮者等の就農訓練・中間的就労の推進【新規】【5.6億円】
- がん患者等に対する就労支援の強化【2.5億】
- 難病患者に対する相談支援体制の充実【一部新規】【4.5億円】

(5)外国人材の活用・国際協力【23億円】

(6) 刑務所出所者等に対する就労支援【5.5 億円】

3. 人材力強化・人材確保対策の推進等

- 職業人生を通じた労働者のキャリア形成支援【一部新規】【156 億円】
- 産業界で活用される実践的な職業能力評価制度の構築等【一部新規】【25 億円】
- 希望するキャリアの実現支援【一部新規】【56 億円】
- 潜在有資格者の掘り起こし・マッチング対策の強化【18 億円】
- 雇用管理改善による「魅力ある職場づくり」の推進【一部新規】【126 億円】
- 地方における良質な雇用の創出・人材育成【133 億円】

Ⅱ 「健康長寿社会」の実現

1. 医療・介護等の充実

(1) 安心で質の高い医療・介護サービス提供体制の構築

- 地域医療介護総合確保基金による医療・介護提供体制改革(社会保障の充実)
【地域医療介護総合確保基金(医療分)】【602 億円】
【地域医療介護総合確保基金(介護分)】【483 億円】
- 地域支援事業の充実(社会保障の充実)【195 億円】
- 認知症施策の推進【一部新規】【82 億円】
- 介護ロボット等の開発・普及の加速化【新規】【3 億円】
- 介護予防等の取組に係る先進事例の横展開の推進【一部新規】【1 億円】

(2) 医療・介護分野における ICT 化の推進

- 介護分野の効率化・ICT 化等による生産性向上の推進【1.3 億円】

(3) 難病・小児慢性特定疾病への対応(一部社会保障の充実)

- 難病・小児慢性特定疾病に係る公平かつ安定的な制度の確立【1,311 億円】
- 慢性疾病を抱える児童等の自立支援【9.3 億円】

2. 自立した生活の実現と安心の確保

(1) 地域の福祉サービスに係る新たなシステムの構築【一部新規】【23 億円】

(2) 生活困窮者等に対する自立支援の推進【一部新規】【2 兆 9,515 億円】

(3) 簡素な給付措置(臨時福祉給付金)【1,033 億円】

(4) 年金生活者等支援臨時福祉給付金【新規】【450 億円】

3. 安心できる年金制度の確立

- 持続可能で安心できる年金制度の運営(一部社会保障の充実)【11 兆 2,438 億円】

➤ 2016.1.20 平成 27 年度補正予算:参議院可決・成立

- ▶ 平成 27 年度補正予算(平成 27 年 12 月 18 日・閣議決定、平成 28 年 1 月 14 日・衆議院可決)が、政府案どおりに参議院で可決、成立した。総額は、3 兆 5,030 億円となっている。
- ▶ 一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策等が 1 兆 1,646 億円とされており、このうち「希望出生率 1.8」及び「介護離職ゼロ」に直結する緊急対策等として 3,951 億円が計上された。
- ▶ 「希望出生率 1.8」(第二の矢)関連では、保育所等の整備【511 億円】、保育士修学資金貸付等事業【566 億円】、保育所等における ICT 化推進等事業【148 億円】、ひとり親家庭等の支援【117 億円】、児童虐待防止対策の強化【91 億円】等がある。
- ▶ また、「介護離職ゼロ」(第三の矢)関連では、介護基盤の整備加速化事業【922 億円】、介護人材の育成・確保・生産性向上【444 億円】、サービス付き高齢者向け住宅の整備【189 億円】が計上さ

れている。

《厚生労働省関連・概要》

◎計 6,874 億円〔一般会計 6,874 億円〕

第1 一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策 6,557 億円

1. 「希望出生率 1.8」に直結する緊急対策 1,488 億円

(1) 結婚・子育ての希望実現の基盤となる若者の雇用安定・待遇改善 制度要求

(2) 結婚から妊娠・出産、子育てに至る各段階の負担・悩み・不安を切れ目なく解消するための支援の充実 35 億円

(3) 多様な保育サービスの拡大と保育人材等の確保 1,245 億円

○待機児童解消を確実なものとするための認可保育所の整備等(「待機児童解消加速化プラン」の前倒し) 501 億円

○防音対策のための補助 9.2 億円

○保育人材確保のための取組の推進 714 億円

○放課後児童クラブにおける勤務環境の改善 7.9 億円

(4) 子育てが困難な状況にある家族・子ども等への配慮・対策等の強化 209 億円

○ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の貸付 85 億円

○ひとり親家庭の相談窓口等の充実に必要な備品購入等 7.7 億円

○生活困窮世帯の子どもに対する教育支援資金(生活福祉資金)の拡充 25 億円

○児童養護施設退所者等に対する自立支援資金の貸付 67 億円

○一時保護された子どもの処遇向上のための環境整備 12 億円

○児童養護施設等の小規模化等のための整備 10 億円

○児童養護施設等における学習環境改善 2 億円

2. 「介護離職ゼロ」に直結する緊急対策 1,384 億円

(1) 高齢者の利用ニーズに対応した介護サービス基盤の確保 922 億円

○都市部を中心とした在宅・施設サービスの整備の加速化・支援の拡充 921 億円

○介護離職の観点も含めた介護サービスの在り方の把握方法等の検討 54 百万円

(2) 求められる介護サービスを提供するための人材の育成・確保、生産性の向上 444 億円

○再就職準備金貸付制度の創設及び修学資金貸付制度の拡充 261 億円

○離職した介護人材の届出システムの構築 3.9 億円

○地域医療介護総合確保基金(介護分)を活用した介護人材対策の加速化 119 億円

○介護ロボット等導入支援特別事業 52 億円

○介護ロボットや ICT の効果的な活用方法の検討等 1.6 億円

(3) 元気で豊かな老後を送れる健康寿命の延伸に向けた取組強化 18 億円

○介護予防・生活支援拠点の整備等 18 億円

3. 高齢者等のための多様な就労機会の確保、経済的自立に向けた支援等 3,685 億円

○低所得の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金 3,624 億円

○障害福祉サービス事業所等の基盤整備 60 億円

○中小企業・小規模事業者の資金繰り支援 28 百万円

第2 災害復旧・防災減災事業 293 億円

第3 国民生活の安全・安心の確保 164 億円

*平成 28 年度補正予算

http://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2016/hosei280513.html

*平成 27 年度補正予算、平成 28 年度予算関連資料 政策委員会 HP <http://zseisaku.net/download/>
(参考)

・平成 28 年度予算案 ※財務省HP

http://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2016/seifuan28/PAGE000000000000177771.html

・厚生労働省 平成 28 年度予算案 ※厚生労働省HP

<http://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/16syokanyosan/>

・平成 27 年度補正予算案 ※財務省HP

http://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2015/hosei271218.html

・平成 27 年度補正予算案 厚生労働省関連 ※厚生労働省HP

<http://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/15hosei/>

11. 人材確保

《直近の動向》

➤ 2016.4.14 介護のシゴト魅力向上懇談会(第4回)

- ▶ 厚生労働省は、介護の仕事や職場の魅力向上を更に進めるため、業務プロセスの改善とテクノロジー(介護ロボット・ICT等)の活用による業務負担の軽減、生産性の向上等について、先進的な現場の実践を踏まえた議論を行い、今後の政策検討の参考にすることを目的とする懇談会を設置・開催している。
- ▶ 懇談会では、①介護分野における業務プロセスの改善に向けた取組、②介護分野におけるテクノロジー(介護ロボット・ICT等)の活用に向けた取組等を検討事項としている。
- ▶ 第4回会議では、議論の整理(骨子の案)などをもとに議論した。骨子案では、魅力ある職場づくりのための実践として、①業務の生産性と効率性の向上、②成長を実感できる人材育成と業務の専門性の確保、③利用者本位の仕事観、が柱として掲げられている。

福祉、介護、子ども・子育てに関する資格制度の検討状況等(主な事項)

1. 専門職種の統合・連携

(1)厚生労働省まち・ひと・しごと創生サポートプラン(平成27年3月13日)

Ⅲ 医療・介護、福祉サービスの基盤整備に関する取組方針

○地方圏や中山間地域においては、人材確保やサービス提供が困難な地域の増加に備え、利用者の利便性や相乗効果も勘案し、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉といった福祉サービスの融合を図ることが必要である。厚生労働省としても、その更なる推進方策とともに、これらのサービスの担い手となる専門職種を統合・連携させる方策を検討するための検討チームを設置する。

(2)新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討プロジェクトチーム

①「誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現ー新たな時代に対応した福祉の提供ビジョンー」(平成27年9月17日)

【総合的な福祉人材の確保・育成】

○日本の労働力人口が減少する中であって、他業種から福祉人材を確保することは一層困難な状況となる。このため、福祉業界における働き方・キャリアの積み方をより魅力的なものとし、福祉人材であり続けることを可能とする必要がある。具体的には、福祉の各分野・各業務に限定したキャリアステップ(例えば、介護従事者が介護に直接従事するサービスの分野のみでキャリアを考えることなど)のみでは福祉人材の旺盛な福祉マインドを充足するには十分ではなく、幅広い業務があり多様性を有する福祉という業界全体でのキャリアステップを可能とすることが求められる。必ずしも一つの分野のみで働いていくのではなく、そのライフステージ等に応じて異なる分野で活躍できるよう、多様なキャリアステップを歩める環境の整備を検討する必要がある。

○また、新しい地域包括支援体制を確立するため、これらを担う福祉人材のあり方を検討する必要がある。その福祉人材としては、複数分野を束ね、必要とされる支援を実施するために業務や職員をコーディネートする者や、自らの専門分野の他に分野横断的な福祉に関する基礎知識を持つことにより様々な分野の基礎的な支援については臨機応変に担うことができる人材が求められている。

【中長期的な検討課題】

- 現在の福祉サービスを担う人材は、支援対象者類型ごとに対応する形で、各分野の専門性を有する人材が育成されてきた。一方で、新たな地域包括支援体制の基盤となる人材には、分野横断的な知識、専門性を有することが求められるのであり、こうした人材を育成・確保するためには、分野横断的な資格のあり方も含めた検討が必要となる。
- こうした分野横断的な資格のあり方としては、例えば、現在ある資格を基礎に総合的な資格を創設するといったことも考えられるが、①どのような専門性を組み合わせ、資格化する必要があるのか、②単に複数の資格を統合するのか、福祉分野に共通する専門性を資格化するのか(その場合、共通の専門性とはどのようなものか、共通資格と他の資格との接続のあり方をどう考えるか)等について、関係者のニーズ等もよく踏まえた上で整理し、十分な検討を加える必要があるため、まずは、福祉分野全般にわたる基礎的な知識を有する人材の育成や、複数分野の専門性を容易に身につけることができる環境の整備により、様々な分野の知識、専門性を持つ人材の育成を進めつつ、分野横断的な資格のあり方について、中長期的に検討を進めて行くことが必要と考えられる。

②「新しい時代に対応した福祉の提供ビジョン」工程表(平成 28 年 3 月 24 日)

新たなシステムを担う人材の育成・確保

- 福祉ニーズの多様化・複雑化や人口減少などの地域社会の変容に対応し、また、共生型社会の実現、効率的・効果的なサービスの提供を図るため、以下のような人材を育成・教育する必要がある。組み立て、提供までの一貫した支援体制を構築するコーディネートのスキルを持つ人材門性のみならず福祉全般に一定の基本的な知見を有する人材また、生産年齢人口が減少する中で、限られた人材を有効に活用し、担い手となる人材を着実に確保する必要がある。
 - ①コーディネート人材の配置等をモデル的に取り組む自治体への支援等を実施する
 - ②福祉分野横断的な基礎的知識の研修を実施する
 - ③福祉人材の多様なキャリア形成支援・福祉労働市場内での人材の移動促進のための環境整備を図る
 - ④潜在有資格者の円滑な再就業の促進を図る
 - ⑤限られた人材を有効に活用するための機能分化を推進する
 - ⑥多様な人材層からの参入促進(非資格保有者など、すそ野の拡大)を図る

【取組事項・抜粋】

- 介護人材養成に係る貸付の拡充
- 新たな研修プログラムの開発等
- 社会福祉士のあり方の検討
- 共通研修の創設等
- 福祉系国家資格所持者等の保育士資格取得の負担軽減
- 社会的養護を担う人材の育成 など

(3)保健医療 2035 推進本部

:保健医療 2035 実行プラン・工程表(平成 27 年 9 月 27 日)

- 11 総合的な資格創設(医療・看護・介護・リハビリ含めた対応が可能な職種)を検討する
- 110 地域包括ケアを総括的に進める者の育成を図るとともに、医療と福祉の多職種連携を前提とした人材育成を行う
- 111 医療や福祉の資格の共通基盤(養成課程等)を整備する

2. 社会福祉士

(1)社会福祉士の役割の明確化、養成カリキュラム等に関する検討

- 「新しい時代に対応した福祉の提供ビジョン」工程表(平成 28 年 3 月 24 日)において、「複合的な課題を抱える者の支援においてその知識等を発揮することが期待される社会福祉士について、コーディネート人材としての活用を含め、その在り方を検討」するとした。
- 厚生労働省が平成 28 年度から検討会を設置する予定

3. 介護福祉士

(1)社会福祉法等の一部を改正する法律(平成 28 年 3 月 31 日)

- 介護福祉士の資格取得方法の一元化を実施し、資質・社会的評価の向上をはかる。
- 若者や他業界からの参入促進、現場の介護人材のキャリア志向を向上させる措置を講じる
- 平成 29 年度から養成施設卒業者に受験資格を付与し、5 年間をかけて国家試験の義務付けを漸進的に導入
- 他産業からの参入促進をはかる観点からの福祉系高校の「通信課程」の復活等
- 介護福祉士に係る喫煙吸引等の規定については、平成 28 年度以前に介護福祉士の資格を有していた者と同様の取扱い

(2)介護プロフェッショナルキャリア段位制度の在り方に関する検討会(平成 28 年 3 月 30 日・とりまとめ)

- 介護キャリア段位制度の現状と課題等を整理するとともに、介護職員のさらなる資質向上に向けて今後の制度の在り方等について検討した。
- 「介護キャリア段位の取組み実績と評価」を整理し、その上で、「介護キャリア段位の取組みを踏まえた介護事業所・施設における人材育成の考え方」と「介護キャリア段位の仕組みの見直し」についての方向性が整理した。

4. 保育士

(1)保育士養成課程等検討会(平成 27 年 6 月 5 日～)

- 保育士養成課程等の見直しや、今後の保育士養成等の課題について検討
 - ・保育士養成課程等の見直しに関する事項
 - ・保育士養成制度の課題に関する事項
 - ・地域限定保育士試験における実技試験に代わる講習又は実習に関する事項
 - ・指定保育士養成施設の養成課程と保育士試験の試験問題との整合性に関する事項

(2)保育士等確保対策検討会(平成 27 年 11 月 9 日～12 月 4 日:緊急的などりまとめ)

- 保育士をはじめとする保育の担い手の確保に向けた対策について、「保育の担い手確保に向けた緊急的な取りまとめ」を確認し・公表した(12 月 4 日)。

5. 児童福祉司

(1)社会保障審議会 児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会報告書(平成 27 年 8 月 28 日)

- 児童福祉司の国家資格化
 - ・児童福祉司の専門性の向上を担保するため、ソーシャルワークに着目した国家資格化を目指し

た検討が必要。

- ・ ただし、資格化に至るまでには様々な課題を整理することが必要。
- ・ 資格化の検討に限らず、児童福祉司の専門性を高める方策についても検討が必要。

(2) 社会保障審議会新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会 (平成 28 年 3 月 10 日: 報告(提言)とりまとめ)

- 児童福祉司の質の向上と国家資格化については、「一定の基準に適合する研修の受講を義務付けるべきである」とした。また、児童相談所に配置することが必要な人材について、法律上明確に位置付けるとともに、任用要件で質を、配置標準で量を、担保する必要があるとした。

6. 公認心理士

- 「公認心理師法」が、参議院で可決・成立(平成 27 年 9 月 9 日)
- 心理職の国家資格化。公認心理師の資格を定めて、その業務の適正を図り、もって国民の心の健康の保持増進に寄与することを目的とする

* 介護のシゴト魅力向上懇談会

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-rouken.html?tid=323035>

* 介護プロフェッショナルキャリア段位制度の在り方に関する検討会

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000100172.html>

12. 災害対策

《直近の動向》

➤ 2016.4.14 平成 28 年熊本地震発生

- ▶ 4 月 14 日のマグニチュード 6.5(最大震度 7)、4 月 16 日のマグニチュード 7.3(最大震度 7)の地震発生後、熊本地方を中心に甚大な被害が広がっている。
- ▶ これに対し、4 月 26 日に激甚災害の指定、5 月 2 日に特定非常災害の指定がなされている。

*平成二十八年熊本地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令
http://www.bousai.go.jp/kohou/oshirase/pdf/20160426_01kisya.pdf

*平成28年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01gyokan04_02000044.html

13. その他

《直近の動向》

自由民主党 社会福祉推進議員連盟 御中

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
政策委員会委員長 井手之上 優

社会福祉法人制度改革に関する要望書

全国 2 万余の社会福祉法人は、今回の社会福祉法改正の趣旨を受け止め、地域住民の信頼と支持のもと、今後も各地域の福祉基盤の主たる担い手としての役割を果たしていくとともに、経営体制の強化とそのため法人本部機能の強化、組織・事業の透明性の向上に努めてまいります。

社会福祉法人は、これまで地域のセーフティネットとして、制度の狭間におかれた福祉課題・生活問題のある人々への支援を行なってきました。さまざまな事業規模、各種施設・事業を営む社会福祉法人が、地域の増大・多様化する福祉ニーズに対し、主体的、柔軟に、多様な福祉サービス・支援活動が展開できる制度となるよう、下記について要望いたします。

平成 28 年 4 月 1 日施行にかかる事項

1. 「地域における公益的な取組」を行う責務

社会福祉法人が、地域の実態に即して福祉サービスや支援活動が主体的に展開できるよう、「地域における公益的な取組」について、その内容を限定列挙しないでください。

2. 措置費、運営費の性格と「責務」の関係等

すべての社会福祉法人が上記の責務を果たすことができるよう、措置費や運営費のあり方について検討してください。

あわせて、法人の創意工夫のもと多様な取組が行われるためにも、職員配置や施設・設備の活用について弾力化を図ってください。

3. 指導監督の権限移譲

都道府県の区域で事業を行う法人であって主たる事務所が指定都市に所在する法人については、所轄庁が都道府県から指定都市に移譲されることになっていますが、都道府県社会福祉協議会は都道府県域での活動を総合的に調整し地域福祉の推進をはかることを役割としており、都道府県との連携・協働が不可欠です。

については、都道府県と指定都市が十分に連携・協働をはかるようご調整・指導してください。

平成 29 年 4 月 1 日施行にかかる事項

4. 会計監査人の設置

一定規模以上の社会福祉法人については、会計監査人を設置することとされていますが、設置については社会福祉法人に過度な負担がかからないようにしてください。

5. 「社会福祉充実残額」の算定

「社会福祉充実残額」については、法人の主体性・自律性を損なうことなく、事業の継続に必要な財産額が適切に算定される必要があります。財務規律の強化、内部留保の明確化にあたっては、それぞれの社会福祉法人の事業内容や規模が多様であるため、社会福祉法人の主体性のもとに、そうした実情を反映できるしくみにしてください。

また、大規模災害の発生時に、被災した場合に、社会福祉事業及び地域における災害対応ができるように、そうした備えを必置としてください。

平成 28 年 5 月 20 日

厚生労働大臣 塩崎 恭久 様

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
政策委員会委員長 井手之上 優

平成 28 年熊本地震の被災地支援・復興に関する要望

このたびの平成 28 年熊本地震において、全国社会福祉協議会では構成組織とともに、発災直後から被災地の社会福祉法人・福祉施設、社会福祉協議会への支援を通じ、被災者の支援を行ってきました。

被災地の復興に向け継続的な支援を行っていくため、国において早急な対応を要望します。

1. 要援護者への適切な福祉サービスの提供

- ①高齢者、障害者等に配慮したバリアフリーの福祉避難所等の設置と運営・機能への支援
- ②福祉避難所への要援護者の移動の支援
- ③福祉避難所等への介護職員、保育士、看護職員等専門職の配置および訪問活動の実施の支援

2. 福祉施設および福祉サービスの事業継続・再開のための支援

- ①被災した全ての福祉施設・事業所の早期復旧のための財政措置の確保
- ②福祉施設・事業所の機能を維持するための長期的・継続的な人的支援等のための財政措置の確保
- ③被災地における社会福祉法人に対する指導監査の実態を踏まえた弾力的な対応

3. 被災者の生活支援の強化

(1) 県・市町村の災害ボランティアセンター活動への支援

- ①被災者支援のための専門のボランティアコーディネーターの配置
- ②災害ボランティアセンターへの全国の社会福祉協議会職員の派遣に要する費用の補助（旅費、宿泊費、保険料等）

(2) 仮設住宅等における生活支援

- ①仮設住宅・復興住宅等を訪問して相談・助言や生活支援を行う「生活支援相談員」の配置

(3) 生活困窮者自立支援制度による生活困窮者の支援

- ①被災による相談者の増加に対応するための自立相談支援機関「相談支援員」の配置等の相談支援体制の強化

(4) 生活福祉資金の特例貸付等のための事務費の確保

- ①被災地における緊急小口資金特例貸付および住宅補修費等の生活福祉資金貸付に必要な相談体制等整備に要する事務費の確保
- ②被災地の社会福祉協議会への他県からの応援社協職員の派遣に要する費用の補助(旅費、宿泊費、保険料等)

(5) 民生委員・児童委員活動への支援

- ①被災地において住民の相談支援にあたる民生委員・児童委員、および民生委員児童委員協議会の活動に係る財政支援

4. 国庫補助による財源確保

以上の事項について、被災地支援・復興対策として全額国庫負担とし、長期にわたる財源確保を図ってください。

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 政策委員会

(構成組織)

都道府県・指定都市社会福祉協議会
市区町村社会福祉協議会〈地域福祉推進委員会〉
全国民生委員児童委員連合会
全国社会就労センター協議会
全国身体障害者施設協議会
全国保育協議会
全国保育士会
全国児童養護施設協議会
全国乳児福祉協議会
全国母子生活支援施設協議会
全国福祉医療施設協議会
全国ホームヘルパー協議会
日本福祉施設士会
全国社会福祉法人経営者協議会
障害関係団体連絡協議会
全国厚生事業団体連絡協議会
高齢者保健福祉団体連絡協議会
全国老人クラブ連合会

厚生労働大臣 塩崎 恭久 様

平成 29 年度 社会福祉制度・予算・税制等に関する要望書

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
政策委員会委員長 井手之上 優

【福祉制度・予算要望事項】

1. 社会保障・社会福祉制度の拡充のための財源確保
2. 社会福祉法人の公益的な事業・活動の取組と法人基盤の強化
3. 地域における生活困窮者自立支援の総合相談・生活支援体制の強化
4. 民生委員・児童委員の活動環境の改善
5. 地域包括ケアシステムの構築・高齢者保健福祉施策の拡充、介護保険事業の安定運営の強化
6. 地域社会における共生の実現のための障害者支援施策の拡充
7. 子ども・子育て支援新制度による保育・社会的養護施設施策の拡充と質の向上
8. 福祉サービスの質の向上と権利擁護の強化
9. 成年後見制度など総合的な権利擁護支援の体制整備
10. 福祉人材の確保、定着、育成等の対策の強化
11. 東日本大震災の被災者支援・地域復興の支援の強化
12. 大規模災害対策・防災対策への対応の強化
13. 低所得者対策の一層の充実

【税制要望事項】

1. 社会福祉法人の法人税非課税等の税制堅持
2. 生活困窮者支援事業にかかる固定資産税等の非課税の実現

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 政策委員会

(構成組織)

都道府県・指定都市社会福祉協議会
市区町村社会福祉協議会〈地域福祉推進委員会〉
全国民生委員児童委員連合会
全国社会就労センター協議会
全国身体障害者施設協議会
全国保育協議会
全国保育士会
全国児童養護施設協議会
全国乳児福祉協議会
全国母子生活支援施設協議会
全国福祉医療施設協議会
全国ホームヘルパー協議会
日本福祉施設士会
全国社会福祉法人経営者協議会
障害関係団体連絡協議会
全国厚生事業団体連絡協議会
高齢者保健福祉団体連絡協議会
全国老人クラブ連合会

【福祉制度・予算要望事項】

1. 社会保障・社会福祉制度の拡充のための財源確保

(1) 増大する福祉ニーズと質の向上のための平成 29 年度社会福祉関係予算の確保

- ・国は、平成 27 年 6 月に閣議決定した『経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）2015』において、2020 年度（平成 32 年度）までの今後 5 年間の「経済・財政再生計画」を示し、「社会保障は歳出改革の重要分野」との考え方のもとに、「計画の初年度である平成 28 年度予算から手を緩めることなく本格的な改革に取り組む」とし、主要な改革については 2016 年度から 2018 年度までの 3 年間で「集中改革期間」に位置付け、毎年度の予算編成、法案等に反映させるとしています。
- ・一方、福祉ニーズが多様化、深刻化しているなか、高齢者福祉、障害者福祉、保育・児童福祉、生活困窮者福祉等の各福祉サービスの量的、質的な拡充は必要不可欠です。
- ・各福祉サービスの平成 29 年度予算の財源確保、及び国民の福祉向上のために将来にわたり安定的に運営できる財源確保を図られるよう、要望します。

(2) 消費税増税の延期による影響と社会福祉制度の拡充のための財源確保

- ・平成 27 年 10 月から延期されていた消費税率の 10%への引上げが、平成 29 年 4 月から平成 31 年 10 月に再延期の予定です。消費税増税分については、毎年 1 兆円増える社会保障の安定財源確保と充実のため、「国民年金」「医療」「介護」「子ども・子育て」4 分野に充当するとされていますが、増税の再延期となれば、関係施策の拡充はきわめて厳しくなると見込まれます。
- ・現状において、子ども・子育て支援のための 0.3 兆円の確保も見通しが立たない状況にあり、平成 29 年度予算編成はさらに厳しい状況と言わざるを得ません。喫緊の貧困問題等のセーフティネット対策の諸施策を含め、国民の期待と福祉ニーズに応えるための各制度の拡充に必要な財源確保を図られるよう、要望します。

2. 社会福祉法人の公益的な事業・活動の取組と法人基盤の強化

(1) 社会福祉法人・福祉施設、社会福祉協議会による公益的な事業・活動の取組促進と法人基盤の強化

- ・平成 28 年 3 月末に、社会福祉法人の経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化、及び地域における公益的な活動等の社会福祉法人改革の事項を定めた「社会福祉法等の一部を改正する法律」が成立しました。
- ・社会福祉法人・福祉施設、社会福祉協議会（以下、「社協」という）等が、法人本部機能

の強化を図るとともに、それぞれに有する資源、機能、専門性を活かし、公益的な事業・活動として、地域の実態に即して地域で暮らす生活困窮者等への支援などを積極的に行うための環境整備を図られるよう、要望します。

①「地域における公益的な取組」を行う責務

- ・「地域における公益的な取組」については、取組が制限されることなく、社会福祉法人が地域の実態に即して主体的に福祉サービスや支援活動が展開できるよう、所轄庁に対し十分な働きかけをしてください。

②措置費、運営費の性格と「責務」の関係等

- ・すべての社会福祉法人が上記の責務を果たすことができるよう、措置費や運営費のあり方の検討とともに、法人の創意工夫のもと多様な取組を行うために職員配置や施設・設備の活用について弾力化を図ってください。

③会計監査人の設置

- ・一定規模以上の社会福祉法人については、会計監査人を設置することとされていますが、設置については社会福祉法人に過度な負担がかからないようにしてください。

④控除対象財産の算定

- ・控除対象財産については、法人の主体性・自律性を損なうことなく、事業の継続に必要な財産額が適切に算定される必要があります。財務規律の強化、内部留保の明確化にあたっては、それぞれの社会福祉法人の事業内容や規模が多様であるため、社会福祉法人の主体性のもとに、そうした実情を反映できるしくみとしてください。
- ・また、大規模災害の発生時に、被災した場合に、社会福祉事業及び地域における災害対応ができるように、そうした備えを必置としてください。

⑤社会福祉法人による公益的な事業・活動の促進に向けた基盤整備

- ・社会福祉法人による地域ニーズに対応した公益的な取り組みを推進するためには、地域ニーズの把握や発見などにおいて民生委員・児童委員活動やボランティアなどの住民参加による福祉活動と社会福祉施設等との連携が重要になります。
- ・このため、地域協議会の設置や社会福祉法人の評議員への地域人材の選任においては、社協の組織・機能の活用とともに、社会福祉施設と社協との連携が図られるための基盤整備の具体化を講じられるよう、要望します。

(2)小規模法人における経営労務管理の取り組みの強化

- ・介護や保育事業等を行う社会福祉法人における経営労務管理を支援し、その改善や適正化を実効あるものとするため、「経営労務管理改善支援事業」（新規）の活用にあたっては都道府県社協に設置されている社会福祉法人経営者協議会を主体とした取り組みを可能とする等、その弾力的な取扱いが講じられるよう、要望します。

3. 地域における生活困窮者自立支援の総合相談・生活支援体制の強化

(1) 生活困窮者自立支援制度の円滑な実施のための取り組み強化

① 生活困窮者自立支援制度の円滑実施に向けた環境整備

- ・自立相談支援事業等は、早期発見・早期対応のためのアウトリーチ、多様かつ複数の福祉課題・生活課題のある人々へのきめ細かな寄り添い型の支援、さらに新たな各種福祉サービスの開発などが求められています。こうした役割を実施主体が十分に果たせるよう、町村部も含めて地方自治体の規模や継続的な相談・支援実績等に応じ必要な予算措置を講じられるよう、要望します。
- ・なお、事業評価については、要支援者の新規相談やプラン策定件数、あるいは就労や収入増だけに着目するのではなく、要支援者への継続的なかかわりや支援内容、また地域のネットワーク形成や新たなサービス事業の開発、要支援者の社会参加なども含め、多面的な効果測定と実施状況を適正に把握できるよう、要望します。
- ・また、家計相談支援事業、就労準備事業など任意事業の実施状況は、自治体により格差が生じています。相談・支援の解決策として任意事業は重要であり、その普及促進について特段の措置を講じられるよう、要望します。

② 生活困窮者自立支援制度における相談支援員等専門職の研修等の充実

- ・多様で複合的な福祉課題・生活課題のある生活困窮者に対し、適切かつ効果的な支援を継続していくためには、相談支援員等専門職の養成研修の充実が不可欠です。
- ・国の養成研修については、相談支援員等専門職が早期に受講できる研修とすることや、職員数の多い自立相談支援事業の相談支援員の研修等については回数増を図るほか、都道府県段階で伝達研修を行う指導者研修実施のための予算措置を講じられるよう、要望します。
- ・さらに、都道府県等において事業実施主体や受託実施機関の連絡調整、定期的なケース検討会などの研修機会の確保などに、必要な予算措置を講じられるよう、要望します。

(2) 日常生活自立支援事業の体制整備の強化

- ・日常生活自立支援事業は、開始から 15 年を経て利用者は年々増加し、判断能力の不十分な高齢者や障害者等への支援として、今後とも需要が高まるものと想定されます。
- ・一方、利用者の 4 割以上を占める生活保護受給者については、その利用料に係る財源措置や、利用者数および相談件数の増加に対する財源措置が十分ではなく、受託社協や基幹的社協の財源の持ち出し、新規利用申込者への対応の遅延など、事業の実施に支障をきたすことも散見されます。
- ・平成 27 年度より国庫補助については、事業費補助が段階的に導入されていますが、事業体制を整備し、質が高く効果的な支援を行っている社協が適切に評価される補助方式となるよう、要望します。

- ・また、本事業の本来的なあり方について早急に検討を図り、今後の需要の高まりに対応しうる専門員や生活支援員の体制整備を図るための財源措置を講じられるよう、要望します。

(3)総合的・横断的な施策展開が可能な地域福祉財源の構築、確保

- ・生活困窮者自立支援事業や介護保険制度の新たな日常生活支援総合事業などにおいては、地域コミュニティでの総合相談・生活支援体制の構築とともに、ボランティア活動も含めた住民参加によるニーズの発見、公的制度等へのつなぎ、見守り・支援活動の展開が期待されています。
- ・その一方、社会的孤立などを背景に福祉課題・生活課題が多様化・深刻化するなかで、対象分野ごと、あるいは制度ごとの体制と運営では、制度の狭間の課題が生じてしまい、対応を困難としています。このため、権利擁護を含めた効果的・効率的かつ重層的な地域福祉施策の取り組みを図るために、予算措置等においては、市町村が地域福祉の推進財源を横断的、弾力的、総合的に運用できるような措置を講じられるよう、要望します。
- ・また、現在、国では「新しい時代に対応した福祉の提供ビジョン」を示し、包括的支援体制構築に向けたモデル事業を実施しているところです。モデル事業以外の先進的な取り組みも踏まえ、地域福祉コーディネーター等の配置や地域における総合相談・生活支援体制の整備など制度や分野を超えた個別支援、ボランティア活動等の住民参加による福祉活動、権利擁護支援等が総合的に展開できる本格的な地域福祉施策の構築に向けた検討が図られるよう、要望します。

(4)生活福祉資金貸付事業における相談支援機能強化のための体制整備

- ・生活困窮者の自立支援に向け、生活福祉資金貸付事業の果たす役割は拡大しています。とくに生活福祉資金の貸付相談を通じて自立相談支援事業につなげるなど、生活福祉資金貸付事業が生活困窮者自立支援制度の一次窓口として受けとめているケースも多くみられます。
- ・また、子どもの貧困対策においては学習支援が重要ですが、生活福祉資金（教育支援資金）はその支援策の1つとして毎年1.5万件に及ぶ貸付が続いています。
- ・本貸付事業の特長は、借受世帯に対する継続的な相談支援の実施にあります。生活困窮者自立支援の一翼を担う事業としてその役割を果たすためにも、とくに窓口となる市区町村社協の体制整備が不可欠であり、そのために十分な予算措置が講じられるよう、要望します。

(5)生活保護受給者や生活困窮者の自立に向けた支援に携わる人材の確保

- ・生活保護受給者や生活困窮者への支援を行なっている救護施設等の厚生関係施設において、

ホームレスやDV被害者、依存症者、矯正施設退所者等、多様化、複雑化したニーズを持つ利用者を的確に自立につなぐための専門相談や地域生活への支援に必要な人材の確保が課題となっています。自立相談支援事業や就労訓練事業（中間的就労等）等生活困窮者自立支援制度に沿って関係事業に取り組む厚生関係施設において、こうした必要な人材を確保するための予算措置が講じられるよう、要望します。

4. 民生委員・児童委員の活動環境の改善

(1) 民生委員・児童委員に対する研修事業費の増額

- ・今日、23万人の民生委員・児童委員活動は、多様化する住民の福祉課題への対応、災害時要援護者支援体制整備への協力、悪質商法被害防止等の消費者保護等、幅広い協力が期待されています。
- ・そのため、民生委員・児童委員には、十分な経験や知識を有するための研鑽が必要とされています。約6割の民生委員・児童委員は在任2期以内であり、住民への身近な相談支援機能を十分果たすために研修事業の拡充が重要であります。
- ・平成28年12月には3年に1度の一斉改選が行われ、約3分の1の委員の交代が見込まれます。平成29年度においては、都道府県・指定都市段階等において新任委員また新任の単位民児協会長等に対する十分な研修が実施されるよう関係予算の拡充を講じられるよう、要望します。

(2) 民生委員児童委員協議会活動費の拡充

- ・民生委員・児童委員への期待の高まりの一方、その負担増大が課題となり、委員の早期退任の一因ともなっています。それだけに、民生委員・児童委員の活動環境の改善とともに、日々の民生委員・児童委員活動を支える民生委員児童委員協議会（以下、「民児協」という）の組織機能を高めることが重要です。
- ・また、さまざまな課題を抱える住民を、民生委員・児童委員を介して早期に適切な支援に結びつけるためにも、民生委員・児童委員の存在や役割を適切に住民等に周知する必要があり、民児協による広報活動の必要性が増しています。
- ・平成29年は民生委員制度創設100周年であり、全国の民児協において積極的な広報活動が実施されることから、その支援のための予算確保を講じるよう、要望します。
- ・広報や民児協内部での研修など、民児協活動の充実のためには民生委員法に基づき設置される単位民児協の活動費（現行1民児協あたり20万円）の増額とともに、広域で活動を展開する都道府県・指定都市段階の民児協組織への補助拡充を講じられるよう、要望します。

5. 地域包括ケアシステムの構築・高齢者保健福祉施策の拡充、介護保険事業の安定運営の強化

(1) 地域における総合的・包括的な相談・支援体制の強化

- ・後期高齢者が急増する 2025 年に向けて地域包括ケアシステムの構築がめざされる中、地域における包括的な相談支援体制の強化が重要となっています。
- ・地域包括支援センターは、在宅医療・介護連携、認知症施策、地域ケア会議の推進、生活支援サービスの充実・強化等、一層の機能強化が求められており、業務量に見合う人員配置や、職員の資質の向上のための研修等の充実を図られるよう、要望します。

(2) 地域支援事業の財源確保と推進

- ・市町村が平成 30 年度までに地域支援事業として 4 つの事業（在宅医療・介護連携、認知症施策、地域ケア会議の推進、生活支援サービスの充実・強化）に取り組めるよう、財源が確保されています。
- ・市町村が、これらの事業実施を通して地域包括ケアを具体化できるよう引き続き財源を確保し、その推進を図られるよう、要望します。

(3) 地域支援事業における市町村格差への対応と生活支援サービスの充実に向けた対策の強化

- ・介護保険制度改正に伴い、新たな地域支援事業が全国の市町村で取り組まれており、新たな介護予防・日常生活支援総合事業については平成 29 年 4 月には全市町村が実施することとなります。
- ・厚生労働省調査（平成 28 年 1 月）によると、総合事業の実施状況は、平成 28 年 4 月までに実施が全市町村のおよそ 3 分の 1 であり、事業の進捗状況や地域の推進体制に格差が生じています。
- ・地域包括ケアシステムは、それぞれの市町村の社会資源を十分活用し、あるいは創造し、地域の特性に応じて構築していくことが求められています。居住する市町村によって、提供する介護サービスや支援内容に格差が生じないように支援策を講じられるよう、要望します。
- ・生活支援コーディネーターの養成や協議体の設置に向けて、都道府県等における市町村の実態に即した必要な支援策を講じられるよう、要望します。
- ・さまざまな地域資源との連携による見守り・支え合い体制の構築など、地域の要援護者に対してきめ細かい支援を行うためには、行政だけではなく、住民組織、民生委員、老人クラブ、NPO、医療・介護関係者等の専門職はもとより、地域住民等幅広い担い手の参加が必要です。このため、新たな担い手の養成を含む社会資源の開発や、各種社会資源の連携等を十分に図るために市町村に対し必要な支援策を講じられるよう、要望します。

(4) 住み慣れた地域で認知症高齢者の生活を維持・充実するための施策の推進

- ・ 認知症高齢者の急増が想定される中、認知症者に関わる事故・事件が頻発し社会問題化しており、認知症であっても住み慣れた地域で、生活の質を維持しつつ暮らしていけるよう、認知症者や介護者等への支援がより一層求められています。
- ・ 認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）の着実な推進とともに、市町村をはじめ関係機関・団体や地域住民等幅広い関係者による支援体制の量的・質的充実に向けた取り組みの推進を図られるよう、要望します。

(5) 次期介護保険制度改革における安定した介護事業運営の確保とニーズに即したサービスの提供

- ・ 次期介護報酬改定においては、第6期介護報酬改定（平成27年度）による事業所の経営実態と利用者の状況を十分に検証し、安定した介護事業運営が行える報酬となるよう、要望します。
- ・ 軽度者の介護保険サービスと費用負担のあり方については、介護ニーズに沿った十分なサービス提供が行えるよう制度の堅持を要望します。

(6) 介護離職ゼロに向けた、介護サービスの確保や働く環境の改善、家族支援に必要な施策の着実な推進

- ・ 一億総活躍社会の実現のための施策の一つである介護離職ゼロについては、必要な介護サービスの確保（高齢者のニーズに対応できる介護サービス基盤の確保、ニーズに応じた適切な介護サービスの提供、介護人材の育成・確保等）と、働く環境の改善、家族支援（相談機能の強化・支援体制の充実、介護する家族の職場環境の整備等）を推進することとされています。
- ・ 介護人材の確保・定着等施策の具体的な取り組みと着実な推進を図られるよう、要望します。

(7) 老人クラブ活動等助成費の充実強化

- ・ 新たな介護予防・日常生活支援総合事業は、老人クラブによる生きがいづくり、健康づくり等諸活動に包含されるものもあります。高齢化の急進とともに、さらに必要とされる新たな介護予防・日常生活支援総合事業の取組にあっては、地域における柔軟で多様な生活支援の強化のための老人クラブ活動を通じた取組と連動させていくなどの対応を講じられるよう、要望します。

6. 地域社会における共生の実現のための障害者支援施策の拡充

(1) 障害者総合支援法の着実な推進

- ・障害者権利条約の理念のもとに、障害者が地域や住み慣れた場所で暮らせるよう必要なサービスの確保・推進などを図ることが必要です。そのため、改正障害者総合支援法の平成30年4月の施行に向け、新たな「自立生活援助」や「就労定着支援」の事業創設や障害児支援、サービスの質の向上等の必要な予算確保を含め、一層の利用者主体の制度・施策としていく対策を講じられるよう、要望します。
- ・さらに、医療的ケア等が必要な重度者への支援体制強化、移動支援の拡充、利用者のニーズを基本とした支給決定や、ニーズに応じた就労支援等が行われるための事業体系の充実などに必要な予算を確保されるよう、要望します。
- ・また、グループホームは、必要な支援を受けながら地域で生活することを希望する障害者にとって重要な住まいの場であることから、現在の利用者を含め、軽度者を対象外としない現行施策を継続するとともに、第4期障害福祉計画に基づき今後も必要な整備が図られるよう、予算確保を要望します。

(2) 障害者差別解消法等をふまえた取組の強化、権利擁護体制の拡充

- ・第4期障害福祉計画に係る基本指針に基づく施策の着実な実現が必要であり、福祉施設からの地域生活移行や一般就労の促進等につながる予算確保が図られるよう、要望します。
- ・平成28年4月施行となった障害者差別解消法と各省庁等が策定した対応要領・対応指針で謳われた差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供等について、民間も含めた着実な推進が図られるよう、苦情解決体制の拡充を含めた一層の施策整備を要望します。
- ・平成26年度に全国の自治体で受け付けた、養護者による虐待相談・通報件数が4,458件に及んだ実態に照らし、虐待防止に関する相談窓口の拡充や市町村担当者等への研修の充実等、必要な体制整備のなお一層の推進を図られるよう、要望します。

(3) 障害者就労支援施設への官公需拡大に向けた予算の確保

- ・優先調達推進法による全国の市区町村に定められた義務としての調達方針策定は79.3%の達成率（平成27年7月末現在）であり、障害者就労施設等からの積極的な調達の促進を図るための一層の対策を講じられるよう、要望します。
- ・また、共同受注窓口の体制整備の強化推進が必要であり、窓口の設置にかかる継続支援、円滑な運営継続のための補助の創設、優先調達推進法の調達目標への窓口発注分の計画的組み入れなどにより、受注・生産体制を一層強化し、利用者の工賃引き上げにつながる措置を講じられるよう、要望します。

(4)障害者の地域生活に資する支援施設・事業所の安定的運営のための予算確保

- ・次期報酬改定に向けて障害福祉サービス等報酬改定前後の障害者支援施設・事業所の運営状況について、経営実態に即した的確な把握と検証を行うとともに、小規模な事業所であっても安定的なサービスが実現されるよう自立支援給付費等の関係予算の確保を要望します。

(5)障害者の状況に応じたサービスの提供と利用の保障

- ・障害福祉サービスの利用にあたっては、本人の希望により障害程度や状況にあった必要なサービスの活用を保障すべきであるとの点から、とくに下記の点を要望します。

① 65歳以降の高齢障害者への適正なサービス提供

- ・障害福祉サービス利用者が65歳以上になった場合も、住み慣れた環境において安心して暮らし続けられるよう、本人の希望に沿い障害程度や状況にあった必要な障害福祉サービスや介護保険サービスを円滑に利用できる仕組みとすべきであり、過度な利用者負担が生じない適切な対応策を進められるよう、要望します。

② 18歳から20歳の障害者のサービス利用の保障

- ・18歳から20歳の間は障害年金による所得補償がないため、自己負担が生じるサービス利用が困難となっています。制度の狭間の障害者のサービス利用について必要な支援策を講じられるよう、要望します。

(6)障害福祉サービスに携わる人材の確保

- ・障害者支援施設やサービス事業所において、必要な人材が確保できるよう、処遇改善につながる報酬体系の見直しや、人員配置に関する基準の拡充等により、その実現が図られるよう要望します。
- ・とくに医療的なケアを常時要する重度障害者への支援体制強化や、就労系支援事業所において民需拡大を図り利用者の工賃向上を果たすための担当職員の加配等、専門的な資格やスキルを有する人材の確保が可能となる必要な対応を講じられるよう要望します。

7. 子ども・子育て支援新制度による保育・社会的養護施設施策の拡充と質の向上

(1)子ども・子育て支援新制度の目指す「量の拡充」、「質の改善」を実現する総額1兆円超の恒久的な財源確保

- ・保育・社会的養護の「質の改善」を伴った子ども・子育て支援の充実を実現するためには、子ども・子育て会議での重要課題である、消費税以外の0.3兆円を含む総額1兆円超の財源確保が必要不可欠であり、国の責任において必要な財源確保を図られるよう、要望しま

す。

(2)保育施策の拡充と保育の質の向上

①保育の質の向上のための人材確保と処遇改善

- ・0.3兆円で見込まれる「質の改善」の実施にあたっては、保育現場の喫緊の課題である『人材確保』及びこれに直接影響する『処遇改善』への取組が必要です。
- ・とくに、職員給与の改善、1歳児・4・5歳児の職員配置を改善、研修機会を確保するための代替職員の配置、栄養士を配置又は活用して給食を実施する場合の費用、障害児等の特別な支援が必要な子どもを受け入れる場合の地域の療育支援を補助する者の配置等が早期に実現されるよう、要望します。
- ・なお、0.3兆円の追加にとどまらず、保育士の長期的な勤務継続を可能とする、さらなる処遇改善のための財源確保を図られるよう、要望します。

②保育の質を高めるとともに、喫緊の課題である早期の人材確保に直結する、抜本的な処遇改善の実現

- ・11時間を上限とする保育標準時間に対応するために、現状、3時間分の非常勤保育士分とされている給付を、開所と配置の実態に見合う常勤体制に改善するよう、要望します。
- ・保育士等が保育に従事している配置状況について、延長保育も含む開所時間の実際に鑑みると、保育士の勤務時間は、ほぼ全てを直接的な保育業務にあたらざるをえず、日々の教材準備や、保育の質の向上のための恒常的な研修を確保できる業務体制の構築が早急な課題です。例えば、幼稚園教諭と同様に、2時間の研修及び教材準備時間が確保されるようにすること等を要望します。

(3)社会的養護施設施策の確実な推進と養育の質の向上の取組強化

- ・今般の児童福祉法改正により、児童虐待について発生予防から自立支援までの一連の対策を強化するため、児童相談所の体制強化、里親委託の推進等の措置が講じられていますが、児童虐待・DV被害等が増加・深刻化するなか、児童福祉法の理念を実現し、子どもの最善の利益を保障するためには、家庭的環境のもと子どもの養育・支援や自立に向けた支援を担う社会的養護施設の施策拡充と機能強化を図る必要があります。また、里親への支援の体制整備が必要です。
- ・法改正の審議過程において、社会的養護体制のあり方について再び検討の場を設けるとの考えが示されましたが、わが国の子ども家庭福祉の現場実態と課題を十分に検証したうえで、実現可能な基本方針と対策を講じられるよう、要望します。

- ・社会的養護施設では、虐待を受けた子どもや障害がある子ども、またDV被害、精神疾患のある保護者への支援強化が喫緊の課題です。0.3兆円で見込まれる「質の改善」の実施にあたって、とくに養育・支援の質の向上のため、『社会的養護の課題と将来像』で提起されているチーム責任者や心理療法担当職員等専門職員の配置拡充等の予算確保を要望します。
- ・子どもの貧困問題への対応策の一環として、社会的養護関係施設を退所し進学・就労しても、さまざまな事情から中途退学・離職する子どもも多く、施設入所中からの自立支援と個別的なアフターケアが重要な課題です。その役割を担う自立支援担当職員の配置を要望します。また、児童自立援助ホームの全都道府県設置等の各種支援策の推進のための財源確保を要望します。
- ・子どもたちの安定的な養育環境には職員の定着が不可欠であり、保育所関連施策同様に養育・支援に係る保育士等の職員の確保・定着を図るため、職員給与、夜間の勤務体制の充実等の抜本的な処遇改善を要望します。

(4)乳幼児期の教育の無償化の子ども・子育て支援新制度の推進とは異なる財源による実現

- ・子どもの貧困問題が顕在化しているなか、乳幼児期の教育の無償化のさらなる拡大は、子育て家庭の負担軽減に直接的に及ぶものであり、その必要性は喫緊の課題です。
- ・一方、待機児童の問題が十分に解消されていない、すべからく我が国の幼児教育が保障されていない状況に鑑みれば、まずもって解消が望まれる課題に対して財源投入することが必要であると考えます。
- ・乳幼児期の教育の無償化にむけては、関係閣僚が平成27年5月21日にとりまとめ、同年7月22日に方向性が確認された『子ども・子育て支援新制度及び幼児教育無償化に係る平成28年度予算編成に向けた基本的な考え方について』のとおり、子ども・子育て支援新制度の進展を目的とした1兆円超とは異なる財源による、財政支援が講じられるよう、要望します。
- ・また、上記『基本的考え方』にある、「保育所（0～2才児）も含めた複数案の試算・検討」にあたっては、利用する子どもの保護者等がその負担の軽減を実感できる措置を講じられるよう、要望します。

(5)子どもの貧困を解消するための抜本的な施策の拡充

- ・わが国は、子どもの貧困率が16.3%とOECD加盟国においても平均より高い状況にあります。とりわけ一人親世帯の困窮問題は厳しい状況です。
- ・子どもの今の生活や未来が、家庭の経済事情に左右されないように、生活支援、学習支援、奨学金制度の充実など、子どもの貧困を解消するための抜本的な施策の拡充が図られるよ

う、要望します。

- ・あわせて、社会的養護施設関係施策における地域の要支援世帯への援助体制の強化を要望します。

8. 福祉サービスの質の向上と権利擁護の強化

(1) 福祉サービスの質の向上の取組強化

- ・利用者の権利擁護の観点から福祉サービスの質の向上を図ることはもとより、福祉人材の確保・定着においても、福祉施設・事業所における第三者評価事業の受審や、苦情解決体制の整備の促進が必要です。
- ・第三者評価事業については、福祉サービスの質の向上を図るため、受審率の数値目標等を定め受審促進が図られています。それに応えていくため、全国、都道府県段階における評価機関・評価調査者の養成、研修等の拡充・強化を図られるよう、要望します。
- ・また、都道府県運営適正化委員会については、相談件数の増加と相談対応の長期化・深刻化等の状況にあり、安定して事業運営、苦情解決対応が行えるよう十分な体制整備のための財源確保が図られるよう、要望します。

9. 成年後見制度など総合的な権利擁護支援の体制整備

(1) 総合的な権利擁護体制の構築と推進(「権利擁護センター」、「成年後見センター」等の設置推進)

- ・各自治体において高齢者、障害者等を包括する権利擁護センター等の設置を促進し、地域住民や関係機関の総合的な支援に関するネットワークを構築するなどの権利擁護体制の整備と財源確保が図られるよう、要望します。
- ・後見人を育成して活用を図るとの成年後見制度の利用の促進に関する法律及び成年後見人の権限を一部拡大する改正民法が成立しましたが、後見人等の確保・育成にかかる関連施策の拡充や被後見人の意思を最大限に尊重しての監督体制の強化が図られるよう、要望します。

10. 福祉人材の確保、定着、育成等の対策の強化

(1) 計画的な福祉人材確保施策の推進と福祉・介護職員、保育士等の給与や労働条件の改善、働きやすい職場づくりのための総合的な施策の推進

- ・福祉の職場は、支援を必要とする人々に向き合い、寄り添い、支えながら、人間としての尊厳のもとに自立を支援するため、より適切な福祉サービスや生活問題の解決のための支援に取り組むことができる福祉人材を確保・育成し、一人ひとりの職員が、専門性を活かし

て生き生きと活躍し、やりがいをもって働き続けられる職場環境を構築して、その定着を図る必要があります。

- ・国は、『一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策』を政策課題にかかげ、「希望出生率 1.8 の実現」と「介護離職ゼロ」の目的達成に直結する緊急政策として、保育および介護サービスの量的整備の拡大の前倒しと、そのための人材確保対策の拡充を打ち出しています。
- ・しかし、福祉サービスを担う福祉人材の確保・育成・定着は非常に厳しい状況が続いており、福祉人材が確保できなければ、福祉サービスの提供に支障をきたす問題も顕著化しつつあります。
- ・国において、福祉人材の処遇の実態と課題を検証し、早急に福祉職員の採用、育成、継続雇用・定着、再雇用、キャリアパス、給与改善など処遇改善、職員配置の拡充・24 時間対応の生活施設の夜間の勤務体制の強化、専門職である福祉職員の社会的評価の向上の取組など、総合的な福祉人材確保施策を推進するよう、要望します。
- ・また、中長期的な視野のもとに、次世代を担う福祉人材（小中学生・高校生）を地域全体で育み、支え、確保するために、市町村、学校、福祉組織が連携した活動の促進策を要望します。

(2) 国における福祉の仕事のイメージアップに向けた大規模な広報

- ・地域医療介護総合確保基金による都道府県の人材確保施策の拡充とともに、政府広報の TV CM の活用等、国における福祉、介護の仕事の本質的な意義やイメージアップのための広報活動を継続的に拡充するよう、要望します。

(3) 離職介護福祉士等の届出制度の運用に係る財源の確保及び届出制度の普及に向けた大規模な広報

- ・平成 29 年 4 月施行の離職介護福祉士の届出制度を適切に運用するために必要な都道府県福祉人材センター及び中央福祉人材センターの制度運用に係る必要な予算を確保されるよう、要望します。
- ・離職介護福祉士等の届出制度の普及に向けて、国が実施する大規模な広報活動を要望します。

(4) 事業所の認証評価制度の全国的な推進

- ・人材確保、育成に積極的に取り組む事業所を求職者等にわかりやすくすることは、人材確保において重要な取り組みです。平成 29 年度までに約半数の都道府県が実施する見通しですが、全都道府県で早期に実現されるよう、国としてさらに強力で推進されるよう、要

望します。

(5)社会福祉関係資格取得に必要な科目の相互活用

- ・介護福祉士、保育士、社会福祉士等の国家資格取得においては負担軽減のため、たとえば共通する科目を相互の資格取得に活用できる仕組みとするような検討を、要望します。

(6)認定介護福祉士及び認定社会福祉士制度の推進

- ・平成19年の社会福祉士・介護福祉士法の改正時の付帯決議において、「社会的援助を必要とする者が増加していることにかんがみ、重度の認知症や障害を持つ者等への対応、サービス管理等の分野において、より専門的対応ができる人材を育成する」ことを目的に「早急に検討すること」とされた専門社会福祉士、専門介護福祉士は、職能団体において認定社会福祉士、認定介護福祉士として制度構築と運用が開始されていますが、制度の安定運営や継続性を確保するため、国による助成等の支援を要望します。

11. 東日本大震災の被災者支援・地域復興の支援の強化

(1)社会福祉法人・福祉施設関係

①被災した社会福祉法人・福祉施設の速やかな事業再開、復興に向けた支援策の確保

- ・とりわけ原発事故により避難を余儀なくされた社会福祉法人・福祉施設、事業所の早期の事業再開について、地元自治体や法人等の意向に最大限配慮しつつ、国が強い指導力を発揮し、その実現を図られるよう、要望します。

②事業再開・継続後の支援策の確保

- ・事業再開（継続）を果たしても、職員の確保が難しく定員までの受け入れができない福祉施設・事業所も多く、地域の福祉需要に十分こたえられない現状です。これまで、全国社会福祉法人経営者協議会をはじめとする関係団体による個別の支援を続けてきていますが、国として被災地の状況に即した、真に実効性のある具体的な支援を講じられるよう、要望します。

(2)社会福祉協議会関係

①生活支援相談員の継続の配置と雇用条件等の向上

- ・東日本大震災被災地の社協に配置されている生活支援相談員（被災3県で約580人）は、被災者への訪問活動や相談支援、仲間づくりを行い、被災者の生活復旧、孤立防止、コミュニティづくりに大きな役割を果たしています。
- ・被災地域では、復興公営住宅の建設の遅れ、原発事故の対応の長期化などによって、被災者の生活課題が多様化・深刻化しており、生活支援相談員の役割や期待は依然と

して大きいものがあります。

- ・しかし、単年度の雇用契約であるため先行きの不安から退職する職員も少なくなく、また増員や欠員補充のために募集をしても応募が少ないなど、その運営は厳しい状況にあります。このため、生活支援相談員が見通しをもって、質の高い支援を継続するために、雇用条件などの環境整備を図られるよう、要望します。

②緊急小口資金等借入世帯に対する継続的な相談支援のための体制確保

- ・発災後、緊急小口資金（特例貸付件数 6.8 万件）や生活復興支援資金等を貸し付けていますが、多くの借受世帯は生活再建の途上であり、償還がままならないケースもみられます。こうした状況にある世帯への継続的な相談・支援のためにも引き続き相談員配置の予算が必要であり、所要の予算確保を要望します。

12. 大規模災害対策・防災対策への対応の強化

(1) 社会福祉法人・福祉施設関係

①大規模災害時における官民協働による支援体制の構築

- ・国、都道府県、市町村、福祉・医療関係機関、NPOなど、関係組織が総力をあげて対応できる制度体系・仕組みの構築と実効性のある災害対策施策を講じられるよう、要望します。
- ・また、発災直後からの要援護者や社会福祉施設利用者等への能動的・機動的な対応や、被災地外からの支援と被災地ニーズとの調整等について包括的・継続的に支援する大規模災害時の福祉支援体制整備ならびに支援情報システムの構築（物資やボランティアの要請情報の収集と供給のマッチング）を早急に図られるよう、要望します。

(2) 社会福祉協議会関係

①大規模災害に備えた総合的な福祉救援活動の連携支援

- ・大規模災害時、都道府県社協および全社協では、被災社協や施設への緊急支援や生活福祉資金の緊急小口貸付などを行うとともに、行政機関と連携し、被災地の市町村社協での災害ボランティアセンターなどの運営支援、被災者の生活支援などを行う社会福祉施設、NPO・NGOなどの支援団体、当事者団体、専門職団体などとの連携等、連絡調整を図ることが必要です。
- ・大規模災害に備え、全国・都道府県等の広域を単位として連携を図るために、市町村社協、都道府県社協等と関係する支援団体のネットワークの構築、災害時に派遣を行う福祉専門職チームの養成・訓練等の災害対策事業について必要な予算措置を図られるよう、要望します。

13. 低所得者対策の一層の充実

(1) 低所得者対策のさらなる充実

- ・低所得や生活困窮者のセーフティネットを拡充する観点から、生活の基盤となる住宅保障を含めた低所得対策の充実を図られるよう、要望します。

(2) 社会保障制度の横断的な自己負担軽減

- ・税・社会保障の負担が増加するなかで、低所得層の負担軽減措置を講じることが必要であり、制度単位ではなく家計全体をトータルに捉えたよりきめ細やかな社会保障給付を実現するため、医療・介護・保育・障害等に関する自己負担の合計額に上限を設ける「総合合算制度（仮称）」などの導入検討を図られるよう、要望します。

【税制要望事項】

1. 社会福祉法人の法人税非課税等の税制堅持

(1) 社会福祉法人の法人税非課税の堅持

- ・社会福祉法人は、その非営利性・公共性のもとに税制優遇の対象となっており、また、人口減少・超高齢化、社会経済情勢の変化のなか、社会福祉法人が地域において果たすべき役割はますます重要になっています。社会福祉法人制度の基幹の仕組みである現行の社会福祉法人の法人税非課税の税制堅持を要望します。

(2) 社会福祉法人の軽減税率、みなし寄附金制度の堅持

- ・公益目的としての財源供給を細くする軽減税率の見直し、みなし寄附金制度の見直しは、社会福祉事業や公益的な諸活動の取組拡大を阻害するものであり、現行制度の堅持を要望します。

2. 生活困窮者支援事業にかかる固定資産税等の非課税の実現

- ・生活困窮者就労訓練事業を行う福祉施設・事業所が取り組みやすい環境整備（固定資産税等の非課税〔現状は2分の1課税〕）を講じられるよう、要望します。

政策委員会構成組織一覧

都道府県・指定都市社会福祉協議会
市区町村社会福祉協議会〈地域福祉推進委員会〉
全国民生委員児童委員連合会
全国社会就労センター協議会
全国身体障害者施設協議会
全国保育協議会
全国保育士会
全国児童養護施設協議会
全国乳児福祉協議会
全国母子生活支援施設協議会
全国福祉医療施設協議会
全国ホームヘルパー協議会
日本福祉施設士会
全国社会福祉法人経営者協議会
障害関係団体連絡協議会
全国厚生事業団体連絡協議会
高齢者保健福祉団体連絡協議会
全国老人クラブ連合会

平成 25 年度から「社会保障・福祉政策の動向と対応～ともに生きる豊かな福祉社会をめざして～ 政策動向」として発行。

◇通巻「第 24 号」◇

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 政策委員会